

千葉県 PPP/PFI 手法 活用ガイドライン

(第三次改訂)



はじめに

PFIは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法です。平成11年9月にいわゆるPFI法が施行され、平成12年3月には同法に基づく基本方針が定められました。また、平成13年7月までに、事業実施上の指針として、国のPFI事業実施プロセスに関するガイドライン等が取りまとめられました。

このような状況の中、全国の地方公共団体においても、公共事業へのPFI手法の導入が増えてきています。

本県では、平成11年12月に「千葉県PFI施策推進会議」を設置し、PFIに係る情報収集や有識者との意見交換会などを実施してきました。平成12年度においては、本県事業へのPFI手法の導入可能性について調査・検討する「PFI事業導入可能性調査」を実施し、PFIの導入に向けた検討を行ってきたところです。

このガイドラインは、PFIの導入をより促進するため、事業手法の1つとしてPFIを活用できるかどうかの点検や具体的な事業へのPFIの導入の検討等、PFIの活用に当たっての庁内における暫定的な指針として取りまとめたものです。本ガイドラインがPFIの理解への一助となるとともに、実際の事業実施に当たって活用され、適切な取り組みが図られることを期待しています。

なお、「千葉県PFI活用ガイドライン(平成13年11月版)」の作成に当たっては、平成12年度に実施した「PFI事業導入可能性調査」の調査結果や国及び他団体のガイドライン等を参考にするとともに、財団法人日本経済研究所、日本政策投資銀行及び株式会社ちばぎん総合研究所の方々からご指導いただいたところです。関係者の皆様のご協力にこの場をお借りして感謝申し上げます。

平成13年11月

千葉県PFI施策推進会議

「千葉県PFI活用ガイドライン」の改訂について

「千葉県PFI活用ガイドライン」は、本県事業等へのPFIの導入を促進するため、PFI活用にあたっての指針として平成13年11月にとりまとめたものです。

今回の本ガイドラインの改訂は、その後のPFI法の一部改正やPFI法改正に伴う総務省次官通知等を踏まえるとともに、国及び他の地方公共団体等のPFIの状況、PFIと従来手法との比較やPFIの導入プロセスに係る内容の充実を図ったものです。

平成15年3月

千葉県PFI施策推進会議

「千葉県PFI活用ガイドライン」の全面改訂について

PFI法が施行されて6年が経過し、PFI手法を導入する事業が全国的に増えてきています。

本県においても、ちば野菊の里浄水場排水処理施設等整備事業、警察本部新庁舎建設等事業においてPFI手法が導入されるなど、徐々にではありますが、着実に進みつつあります。

一方で、本県のガイドラインやPFI導入の推進体制については、実際にPFI手法を導入しようとする事業が無い中で策定したこともあって、手続き面で不十分な面や課題も見受けられるようになりました。

また、平成17年8月にPFI法の一部改正がなされたこともあり、より一層PFI手法の導入を推進していくため、本県のガイドラインや推進体制等を全面的に見直し、内容及び推進体制の充実を図ったものです。

今後も、具体的な運用を通じて、分りやすく使いやすいガイドラインということに留意し、必要に応じて修正をしてまいります。

平成19年2月

千葉県PFI施策推進会議

「千葉県 PPP/PFI 手法活用ガイドライン」への改訂について

本県では平成26年4月に、県有施設の資産経営の総括に関する事務を行う課として総務部資産経営課を設置し、PFIに関する事務についても総務部資産経営課が所掌することとなりました。

また、平成27年3月には、庁内の検討組織であったPFI施策推進会議を廃止し、PFIに関する検討業務については、新たに設置した資産経営戦略会議県有施設整備部会が担うこととなりました。

さらに、平成27年12月には、内閣府と総務省の連名により『「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請)』が発出され、人口20万人以上の地方公共団体に対して、一定規模以上の事業については多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程を、平成28年度末までに定めるよう要請があったところです。

これらの状況に対応するため、今回の改訂においては「千葉県 PPP/PFI 手法活用ガイドライン」と名称を変更し、PFI以外のPPP手法への準用規定の追加を行ったほか、導入検討を行う対象事業の明確化や現行の組織体制に合わせた導入検討フローの再構築を行うなど、ガイドラインの中でも特に導入検討に係る部分について重点的な見直しを行いました。

平成29年3月

千葉県総務部資産経営課

目次

第一章 PPP/PFI 手法の基本的な考え方	1
1 PPPとは.....	1
2 PFIとは.....	4
3 PFIに関する5つの原則と3つの主義.....	5
4 PFIの特徴	6
(1) 民間の資金とノウハウ（経営上のノウハウ及び技術的能力）の活用	6
(2) VFM（VALUE FOR MONEY）	6
(3) 長期契約	8
(4) 官民の適切なリスク分担	8
5 PFIの仕組み	10
(1) PFI事業者について	10
(2) 直接協定について	10
6 PFIの導入により期待される効果	11
(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供	11
(2) 財政支出の平準化	11
(3) 官民の新たなパートナーシップ	11
(4) 民間の事業機会の創出による経済の活性化.....	11
7 PFIの事業形態	12
8 PFIの事業方式	13
9 PFIと従来型手法との比較	14
10 その他留意事項	15
(1) PFI事業に係る地方財政措置	15
(2) PFI事業に係る地方税の特例措置について	15
(3) 「公の施設」とPFI	16
(4) 行政財産の取扱い	16
(5) 公共施設等運営権制度の活用	17
第二章 PPP/PFI 手法の導入検討	18
1 導入検討の開始時期	18
2 導入検討対象事業	19
(1) 施設の種類	19
(2) 事業規模	19
(3) 対象事業の例外	19

3	P F I 以外の P P P 手法への準用	20
4	民間事業者からの提案への対応	20
5	導入検討手順	21
6	事業担当課による予備検討	22
	（1）予備検討の実施	22
	（2）予備検討結果報告書の提出	23
7	庁内検討	24
	（1）基本的な考え方	24
	（2）P F I 導入検討調書の作成	24
	（3）庁内関係課を交えた検討	28
	（4）事業手法の判断	28
8	導入可能性調査	29
	（1）基本的な考え方	29
	（2）委託業者の選定方法	29
	（3）調査の実施	29
	（4）導入可能性調査における県の役割	31
	（5）調査結果報告書の提出	31
第三章 P F I 法に基づく導入手続き		33
1	P F I アドバイザーの選定	34
	（1）P F I アドバイザーの必要性	34
	（2）P F I アドバイザーの選定方法	34
	（3）P F I アドバイザーの経費	34
	（4）実務手続きにおける県と P F I アドバイザーの役割分担（一般例） ..	34
2	事業者選定委員会の設置	36
	（1）事業者選定委員会について	36
	（2）事業者選定委員会の構成	36
	（3）事業者選定委員会の役割	36
	（4）事業者選定委員会設置・運営に当たっての留意事項	36
3	実施方針の策定、公表	37
	（1）基本的な考え方	37
	（2）実施方針で定める内容	37
	（3）実施方針策定に当たっての留意事項	38
	（4）リスク分担の考え方	38
	（5）実施方針公表後の対応	39
	（6）実施方針に関する意見・質問の受付	39
	（7）実施方針の修正の検討	39

(8) 要求水準書(案)等の公表	40
(9) VE提案の活用	40
4 特定事業の評価・選定、公表	41
(1) 基本的な考え方	41
(2) VFMの算定と評価	41
(3) 選定結果等の公表	41
5 債務負担行為の設定	42
(1) 基本的な考え方	42
(2) 設定時期	42
(3) 限度額	42
(4) 期間	42
(5) 債務負担行為設定に当たっての留意事項	42
6 民間事業者の募集(入札公告)、選定、公表	43
(1) 基本的な考え方	43
(2) 契約方式の選定	43
(3) WTO政府調達協定の適用を受けるPFI事業契約	46
(4) 総合評価一般競争入札による手続の流れ	46
(5) プロポーザル方式による手続の流れ	49
7 契約の締結	50
(1) 基本的な考え方	50
(2) 基本協定の締結	50
(3) 契約内容の確認・調整/契約交渉	50
(4) 契約書作成の考え方	50
(5) 契約書作成に当たっての留意事項	51
(6) 仮契約の締結、契約議案の議決、契約の締結	51
(7) 直接協定	51
8 事業の実施、モニタリング	52
(1) 基本的な考え方	52
(2) モニタリングに当たっての留意事項	52
(3) 職員の派遣等についての配慮	52
9 事業の終了・事後評価	53
(1) 事業の終了	53
(2) 事業終了時の資産譲渡に係る留意事項	53
(3) 事後評価	53
(様式1) 予備検討結果報告書	54
(様式2) 簡易定量評価結果書	55
(様式3) PFI導入検討調書	56

第一章 PPP/PFI手法の基本的な考え方

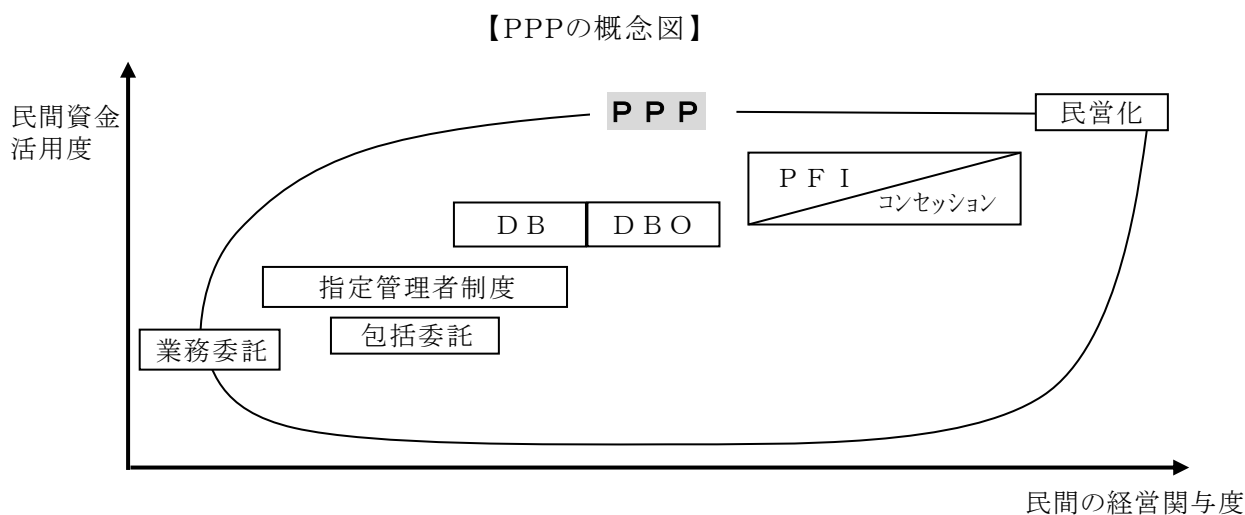
県事業の実施に当たっては、行財政改革推進の観点から、本来行政の責任において行うべき事務・事業であっても、民間活力を導入することなどにより、サービスの向上やコストの縮減などが図られ、より効果的・効率的な業務執行が期待できるものについては、従来方式(直営)による実施にこだわることなく、PFI(Private Finance Initiative)を含めた様々なPPP(Public Private Partnership)手法の中から、各事業の特性に応じた最適な手法を選択し、その導入を図っていく必要がある。

本ガイドラインは、様々なPPP手法の中でも特にPFIの特性や導入検討の手順について詳細に説明し、PFI以外のPPP手法の導入検討においてはこれを準用することで、公共施設等の効率的かつ効果的な整備や公共サービスの向上に資することを目的として定めるものである。

1 PPPとは

PPPとは、官と民間が連携して公共施設の整備や公共サービスの提供を行う様々な手法の総称である。PPPの中には、PFIやDBO(Design Build & Operate)、指定管理者制度、包括的民間委託などの官民連携手法が含まれる。

PPPの導入により、財政負担を軽減しつつ公共サービスの水準を維持・向上させることや、民間の知恵・技術・資金等の効果的・効率的な導入、民間の新たな事業機会の創出などの効果が期待される。



(株)日本政策投資銀行

【PPP/PFI 手法の種類と概要】

PPP/PFI 手法の種類	概要
PFI(Private Finance Initiative)	PFI法に基づく手法。公共サービスの提供に際し、民間資金を活用して民間事業者が施設整備や公共サービスの提供を委ねる手法。
通常PFI (下記を除くもの)	民間事業者がPFI事業の契約に基づいて、公共施設などの設計・建設・維持管理・運営などを一括発注・性能発注・長期契約などにより行う手法。
公共施設等運営権制度 (コンセッション方式)	民間事業者がPFI事業の契約に基づいて、公共施設などの運営権を取得し、公共施設などの運営などの事業を長期的・包括的に行う手法。
PFIに類似する手法	PFI法に基づかない手法。PFI法には基づかないものの、民間事業者が施設整備や公共サービスの提供を委ねる点で、PFIに類似する手法。
DB (Design Build) DBO (Design Build & Operate)など	民間事業者が設計・建設などを一括発注・性能発注する手法(DB)や、民間事業者が設計・建設・維持管理・運営などを長期契約などにより一括発注・性能発注する手法(DBO)など。
包括的管理委託	民間事業者が維持管理などを複数年契約・性能発注などにより一括発注・性能発注する委託手法。
指定管理者制度	地方自治法に基づく手法。公の施設の維持管理・運営などを管理者に指定した民間事業者等を実施させる手法。指定管理者は公の施設の利用料金を自らの収入とすることが可能。
民設公営	民間事業者が施設の設計・建設などを行い、公共主体が維持管理・運営などを行う手法。(施設については、民間事業者から公共主体に譲渡する方式や賃貸する方式などがある。)
民設民営(除くPFI)	民間事業者が施設の建設・維持管理・運営を実施する手法。

国土交通省総合政策局資料「PPP/PFI 事業・推進方策事例集」を参考に作成

【PPP/PFI 手法の業務範囲の比較】

手法	設計	建設	維持管理	運営
従来手法	公設		公営	
	設計会社に委託	建設会社に発注	直営・維持管理 会社に委託	直営・運営会社 に委託
通常PFI	民設		民営	
	PFI事業者が事業契約に基づき包括的に実施			
公共施設等運営権 制度 (コンセッション方式)	—	—	民営	
	—	—	PFI事業者が公共施設など運営権 実施契約に基づき包括的に実施	
PFI類似手法 (DB方式)	公設		—	—
	民間事業者に包括的に一括発注		—	—
PFI類似手法 (DBO方式)	公設		公営	
	民間事業者に包括的に一括発注			
包括的管理委託	—	—	公営	
	—	—	民間事業者に一括発注	
指定管理者	—	—	公営	
	—	—	指定管理者(民間事業者等)に指定	
民設公営	民設		公営	
	民間事業者が設計・建設業務を実施		直営・維持管理 会社に委託	直営・運営会社 に委託
民設民営	民設		民営	
	民間事業者が設計・建設・維持管理・運営業務を実施(PFIを除く)			

※上段は各業務内容の発注者（公共又は民間）を示し、下段は具体的な業務の実施方法（委託契約、一括発注、指定等）を示す。

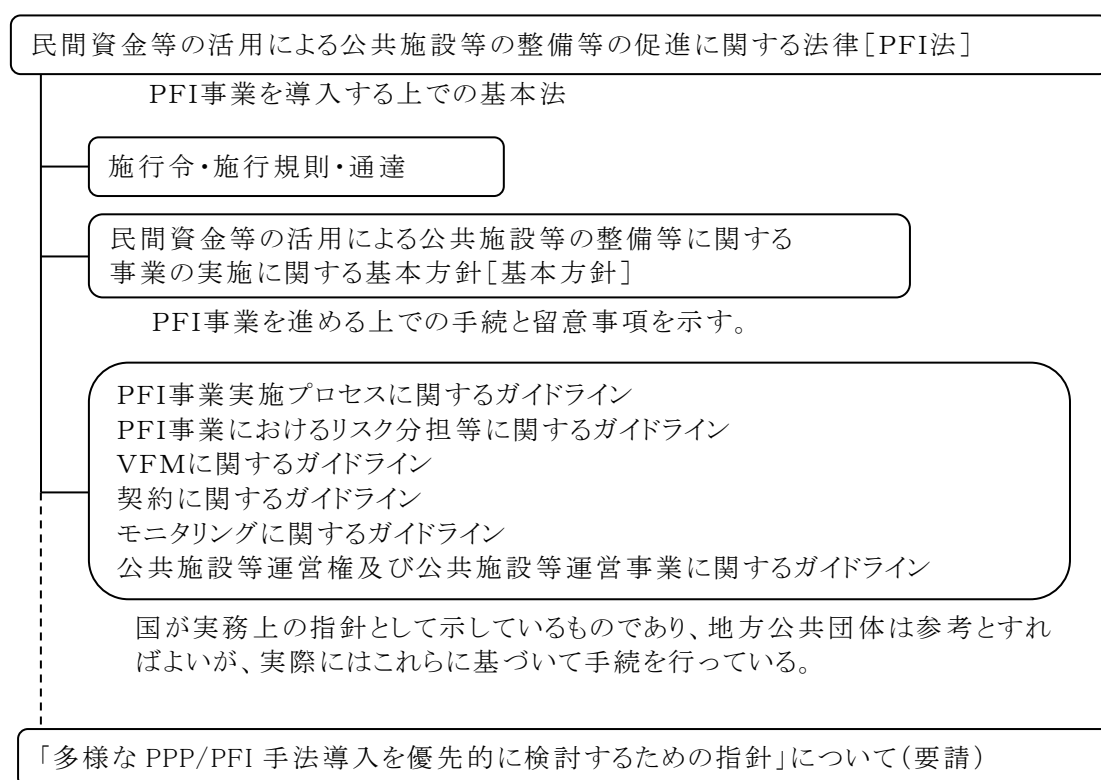
国土交通省総合政策局資料「PPP/PFI 事業・推進方策事例集」を参考に作成

2 PFIとは

PFI(Private Finance Initiative)とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。)に基づき、従来公共が行ってきた公共施設等の整備等(設計から建設、維持管理、運営)について、民間に行わせることが適切なものについてはできる限り民間に委ねるといった基本理念の下、公共施設等の整備等の全部又は一部を、民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用して一体的に行う手法である。

PFIの導入により、公共施設等の整備等に民間の創意工夫が発揮され、公共が直接行うよりも低廉で良質な公共サービスが提供されるほか、公共サービスの提供における行政の関わり方が変わり、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されるといった効果が期待される。

【PFIの法体系】



3 PFIに関する5つの原則と3つの主義

基本方針では、PFIの理念や効果を実現するため、「5つの原則」と「3つの主義」を示している。

【5つの原則】

公共性原則	公共性のある事業であること
民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること
効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること
公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること
透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されていること

【3つの主義】

客観主義	各段階での評価決定について客観性があること
契約主義	公共とPFI事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担の契約内容を明確にすること
独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

4 PFIの特徴

(1) 民間の資金とノウハウ(経営上のノウハウ及び技術的能力)の活用

PFIの導入に当たっては、民間の有する資金、経営上のノウハウや技術的能力、創意工夫等が十分に発揮されるよう、適切な範囲で民間へ業務を委ねることが必要となる。

ア PFI事業者による設計、建設、維持管理、運営の一体的取扱い

従来の公共施設等の整備等では、設計、建設、維持管理、運営について、それぞれを公共の責任で行っている。PFIでは、それを民間に一括して任せることで、どのような設計にすれば将来の維持管理や運営のコストの削減が図れるかなどの観点から、民間の経営上のノウハウや技術的能力が活かされることになる。

イ 性能発注

従来の公共施設等の整備等では、詳細に構造や建築資材等を定めた仕様書による「仕様発注」が行われている。PFIでは、詳細な仕様を規定するのではなく、必要な性能要件や業務水準のみを提示して、その性能・水準を満たすための詳細な手段や設計は問わずに、民間事業者の裁量の下で要求水準を満たす施設等を整備させる「性能発注」が行われる。

PFI事業者は、求められる性能・水準の中で自由な提案をすることができ、公共サービスの向上や事業費の一層の削減に向けて民間のノウハウを活かせることになる。

ウ 公共サービス提供実績に応じた支払

PFI事業者は、設定された公共サービス水準を達成することが求められ、公共側は、その実績をチェックし、達成度に応じて支払うのが一般的であり、下回った場合には、PFI事業者への支払額の減額が可能である。

このことから、PFI事業者は、要求された公共サービス水準の確保、さらにはより高い水準のサービス提供に向けて、これまで蓄積してきた民間のノウハウを活かせるように努めることになる。

(2) VFM(Value For Money)

ア VFMの考え方

VFMとは、「支払いに対して最も価値の高い行政サービスを提供する」という考え方のことであり、PFIの導入に当たっては、従来型手法と比べてPFIの方が当該事業を効率的かつ効果的に実施できる(PFI事業にVFMがある)ことが条件となる。

具体的には、従来方式と比べてPFI事業として実施する方が、「同一コストでよりよいサービス提供ができる」又は「同一水準のサービスをより低コストで提供できる」という場合にPFI事業にVFMがあることとなる。

従って、VFMの有無については、従来方式とPFIの「サービス比較」か「コスト比較」により検証することになるが、PFIの導入検討段階では民間事業者の計画がま

だ明らかでなく、サービス水準の比較を行うことは難しいことから、一般的には「同一水準のサービス提供」を前提とした上で「コスト比較」を行って検証することとなる。

イ VFMの算出

コスト比較によってVFMの有無を検証する場合、通常VFMはコスト削減率(%)で表わされる。

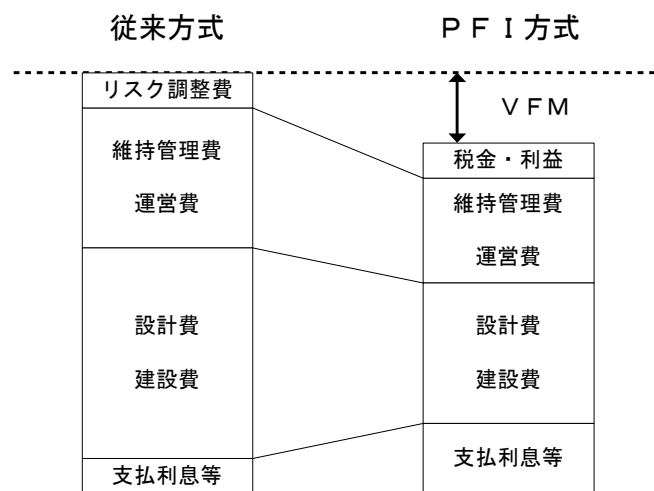
従来手法による場合のコスト(PSC₁:Public Sector Comparator)とPFIを導入した場合によるコスト(PFILCC₂:Private Finance Initiative Life Cycle Cost)をそれぞれ算出し、次の計算式によりVFMを算出する。

$$\frac{PSC - PFILCC}{PSC} \times 100 = VFM (\%)$$

なお、PSCとPFILCCは、貨幣価値が時間とともに変化(通常は低下)することを前提に、現在価値に換算³した上で算出する。また、PSCとPFILCCを比較する際には、官民の条件差をなくすためのイコールフットィング⁴を行うこと、公共から民間へのリスク調整を適切に行うこと等に留意する必要がある。

VFMの算定においては、国の「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」も参考にすること。

【VFMの概念図】



- 1 VFMの評価を行う際に算出される、公共が当該事業を直接実施した場合における公共のコスト負担の現在価値。
- 2 PFI事業において、プロジェクトの誕生から終了まで、つまり、計画、設計、建設に始まり維持管理、運営、事業終了までのトータルにわたり必要な公共のコスト負担の現在価値。
- 3 複数年にわたる事業の経済的価値を図るため、将来価値を一定の割引率で置き換える。
例えば、1年間の金利が2%であれば、現在の100万円の収入と1年後の102万円の収入は同じ価値となる。よって1年後の102万円を現在価値に換算すると100万円になる。
- 4 公共サービスの提供を、公共が行うかPFI事業者として民間事業者に委ねるのか選択に際してVFM評価を行う場合に、従来型で行う場合とPFI事業で行う場合のコスト面での条件を等しくして比較すること。

(3) 長期契約

公共が直接公共施設等の整備等を行う従来方式の場合、公共と民間との契約の多くは単年度ごとに結ばれているが、国がPFI事業を行った場合、PFI法により30年度以内の長期の契約期間が想定される(地方公共団体には契約期間の上限の定めはない)。

(4) 官民の適切なリスク分担

設計、建設から公共施設等の維持管理、運営という長期にわたる事業期間において、これまで公共が担ってきた様々なリスクの多くを適切に民間移転することにより、VFMの最大化を図ることもPFIの大きな特徴である。

リスクとは、事業の実施に当たり、契約の締結の時点ではその影響を正確には想定できない不確実性のある事由⁵によって、損失が発生する可能性のことである。

PFIでは、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という原則がある。リスクの明確化及びその配分を適切に行うことで、分担したリスクの管理費用の最少化が図れる(全てのリスクを民間に負担させることが必ずしも最大の効率を生むものではない)。

また、明確かつ適切なリスク分担を図る上では、想定されるリスク及びそれが顕在化した場合の責任分担等を契約等によって約定しておく必要がある。

予想されるリスク及び公共と民間の責任分担を、庁舎の整備等を例として整理すると次の表のとおりとなる。(実際には個別事業に応じてリスク内容及びリスク分担は異なるので、その都度検討を行うこと。)

リスク分担については、国の「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」を参考にすること。

⁵ 事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、測量・調査のミスによる計画・仕様の変更、工事遅延による工事費の増大、事業開始の遅れ、関係法令や税制の変更、天災等

【リスク分担の一覧(例)】

段階	リスクの種類		リスクの分担			
			従来型		PFI事業	
			公共	民間	公共	民間
共通	制度変更リスク	立法化リスク、政治リスク、法令リスク、 許認可リスク、税制変更リスク、公共支援リスク	●		●	
	経済リスク	物価リスク、金利リスク	●		●	●
	社会リスク	住民問題リスク、環境問題リスク、 工事にかかる住民・環境リスク	●		●	
	パートナーリスク		-	-		●
	不可抗力リスク		●		●	▲
計画段階	計画リスク	測量・調査リスク、概略・基本設計リスク	●		●	●
		計画変更・遅延リスク (環境アセス・公聴会による計画の変更・遅れ、 建設そのものへの反対等)	●		●	
		計画変更・遅延リスク (民間提案に関わる部分への反対等)	●			●
		応募リスク		●		●
		資金調達の不確実性リスク	●			●
建設段階	建設リスク	用地取得リスク (用地買収・収用の遅れ、用地費の予算超過)	●		●	
		用地取得リスク(民間の事業計画による超過用地取得)	●			●
		工事遅延リスク	●	●		●
		コスト・オーバーランリスク	●	●		●
		性能リスク、施設損傷リスク		●		●
		デフォルトリスク(公共の契約不履行によるもの)	-	-	●	
		デフォルトリスク(事業会社事由によるもの)	-	-		●
運営段階	マーケットリスク	競合インフラリスク	●		▲	●
		需要リスク、料金リスク(商業施設、有料会議室等)	●			●
	運営管理リスク	サービス対価減額・未払リスク	-	-		●
		運営コストリスク	●			●
		施設損傷リスク	●			●
		施設内事故リスク	●	●	●	●
		デフォルトリスク(公共の契約不履行によるもの)	●		●	
	デフォルトリスク(事業会社事由によるもの)	-	-		●	
潜在的瑕疵リスク		●		●	●	
技術革新リスク		●			●	
移管段階	潜在的瑕疵リスク		-	-		●
	移管手続リスク		-	-		●

5 PFIの仕組み

PFI事業は、民間の企業が「PFI事業者」として自ら資金を調達して事業を運営し、公共サービスを提供する。また、「公共」は公共サービスの内容や水準を決定、執行状況等を監視し、「金融機関」はPFI事業の実現性・継続性を審査し、PFI事業者に融資を行う。

(1) PFI事業者について

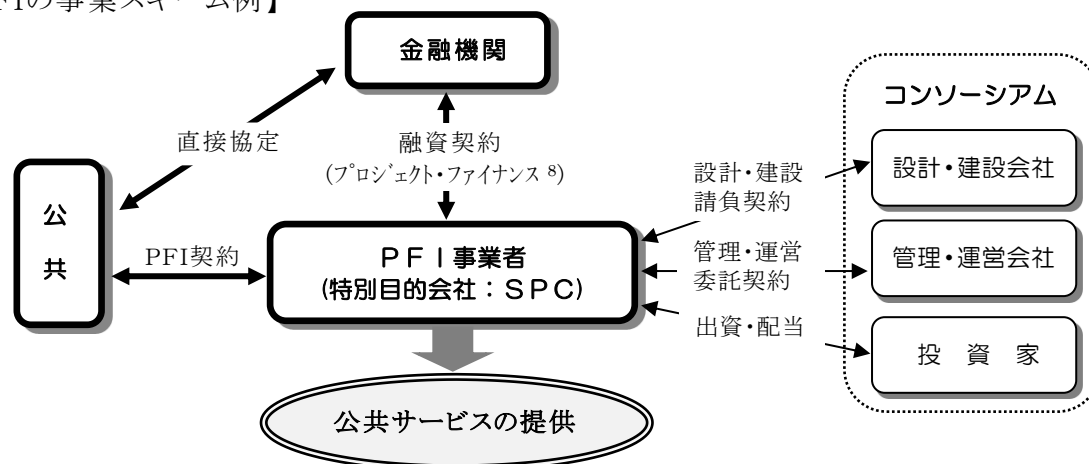
PFI事業は、サービスを提供する施設の設計、建設をはじめ、事業の維持管理や運営までを含んでいるため、通常、PFI事業に応募しようとする企業は、複数の異業種企業などとコンソーシアム(企業連合)⁶を組む。

PFI事業に応募の後、公共からPFI事業者を選定されたら、コンソーシアムに参加する企業(構成企業)は、それぞれが出資してPFI事業を遂行するための「特別目的会社」(SPC: Special Purpose Company)⁷を設立し、このSPCがPFI事業者として事業を遂行するとともに、必要に応じて、コンソーシアムに参加している企業と工事請負契約や管理運営委託契約などの個別契約を結ぶ。この際SPCは、独立主義により親会社からは独立した会社となっていることが求められる

(2) 直接協定について

公共と金融機関は、PFI事業者が倒産するなどの事態が発生した場合でも、PFI事業を停止させることなく継続させていくため、あらかじめお互いの対応策を定めた「直接協定」を結ぶ。

【PFIの事業スキーム例】



⁶ 民間事業者の公募に当たり組成される法人格の無い共同企業体のこと。

⁷ ある特定の事業を実施することを目的として設立される会社(商法上の株式会社又は有限会社等)で、PFI事業以外の投資は行わず、PFI事業の事業期間が終了すれば解散する。

⁸ 事業から生み出される収益のみを借入金の返済原資に充当する資金調達手法のこと。事業の収益性のみがファイナンスの担保となるため、資金調達の条件はプロジェクトの事業性により、大きく左右される。これに対し企業の持つ人、物、金(カネ)全体を信用力とした従来の資金調達手法を「コーポレートファイナンス」という。

6 PFIの導入により期待される効果

(1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供

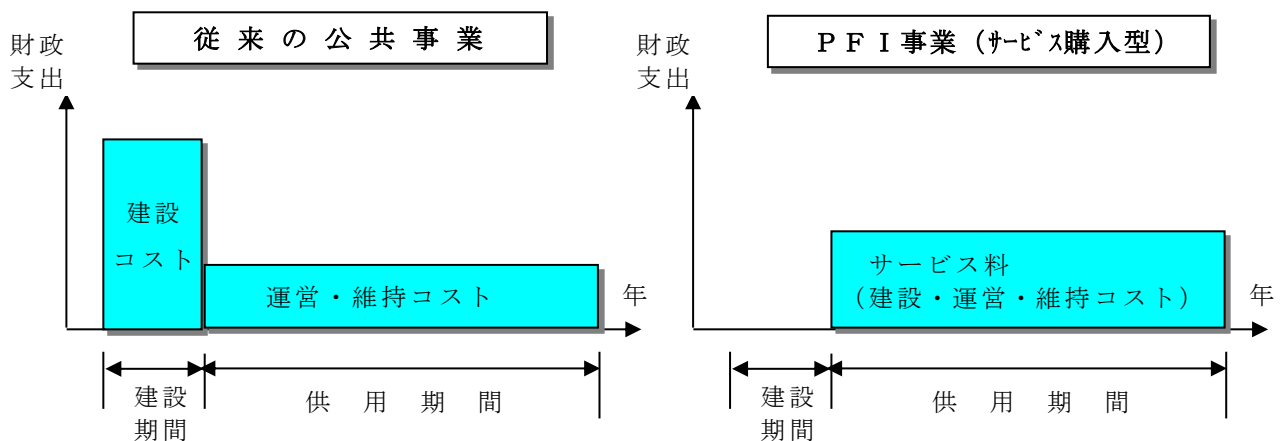
PFI事業では、民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用できること、適切な分担により事業全体のリスク管理が効率的に行われることなどから、事業費の削減が期待されるとともに、良質な公共サービスの提供が期待される。

(2) 財政支出の平準化

従来 of 公共事業の場合、建設時期に多額の初期投資が必要であるが、PFI事業においては、当該施設が整備され、サービスが開始されて初めて財政支出を行う。

また、PFI事業の事業期間中、毎年度、建設コストを含めたサービス料を支払うことにより(サービス購入型の場合)、財政支出の平準化を図ることができる。

ただし、起債が可能な事業であれば、PFIを導入しなくてもある程度の支出の平準化が図れる。



(3) 官民の新たなパートナーシップ

「民間にできるものは民間に委ねる」という考え方のもと、公共サービスの選択肢を広げ、従来、公共が行ってきた事業をそれぞれに適した民間参加の方式を作り上げることにより、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくことが期待される。




(4) 民間の事業機会の創出による経済の活性化

従来、公共が行ってきた事業を民間に委ねることから、公共しかできないと見られていた事業分野にも民間が新規参入するチャンスが生まれ、民間にとって新たな事業機会が創出される。

また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会が生まれることになる。

7 PFIの事業形態

PFI事業の形態は、民間事業者(PFI事業者)の収入の源泉により、一般的に次の3類型に区分される。

類 型	具 体 的 な 内 容
サービス購入型	<ul style="list-style-type: none"> ・民間が施設を整備、運営する。 ・行政からのサービス料収入によりコストを回収する。  <p>(事例) 病院、住宅、庁舎、学校等</p>
独立採算型	<ul style="list-style-type: none"> ・民間が施設を建設、運営する。 ・事業運営コストは事業収入で回収する。  <p>(事例) 有料橋、公共病院の駐車場</p>
ジョイントベンチャー型 (混合型)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共と民間が事業費等を分担して施設を整備する。 ・事業運営は民間が主導する。  <p>(事例) 地域開発、都市開発、鉄道等</p>

8 PFIの事業方式

PFI事業の方式は、施設の所有、運営形態によって、主なものとして、次のようなタイプに分類される。

B → O → T 方式			B → O → O 方式		
Build 建てて	Operate 管理運営する	Transfer 移転する	Build 建てて	Own 所有して	Operate 管理運営する
B → T → O 方式			R → O 方式		
Build 建てて	Transfer 移転して	Operate 管理運営する	Rehabilitate 改修して	Operate 管理運営する	

方式	内 容
BOT (Build Operate Transfer)	<p>民間事業者が施設を整備(Build)し、契約期間内に維持管理、運営(Operate)を行い、契約終了後、施設の所有権を行政に移管(Transfer)する。</p> <p>事業者は、施設の所有権を有することから、施設や設備を柔軟に運用できるメリットがある。</p> <p>事業例 千葉県消費生活センター・計量検査所複合施設PFI特定事業(千葉県) 神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業(神奈川県) 等</p>
BTO (Build Transfer Operate)	<p>民間事業者が施設を整備(Build)した後、施設の所有権を行政に移管(Transfer)し、その後行政から施設の使用権や使用許可を得て維持管理、運営(Operate)を行う。</p> <p>事業者は、固定資産税等の回避、資産圧縮等のメリットがある。</p> <p>事業例 (仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業(千葉県) 警察本部新庁舎建設等事業(千葉県) 北総浄水場排水処理施設設備更新等事業(千葉県) 等</p>
BOO (Build Own Operate)	<p>民間事業者が施設を整備(Build)し、契約期間内に維持管理及び運営(Operate)を行い、契約終了後は民間事業者が施設を引き続き保有(Own)し続けるか、施設を取り壊し、行政には所有権を移転しない。</p> <p>事業例 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業(倉敷市) マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業(神戸市) 等</p>
RO (Rehabilitate Operate)	<p>民間事業者が既存施設を改修(Rehabilitate)した後、維持管理及び運営(Operate)を事業終了まで行う。所有権の移転はなく、事業終了まで公共が有する。</p> <p>事業例 東京都多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業(東京都) 等</p>
公共施設等運営権方式 (コンセッション)	<p>平成23年のPFI法改正により、新たに創設された事業方式。施設の所有権を公共に留保したまま、民間事業者に公共施設等運営権を設定することにより、施設の利用料金等を民間事業者が収受しながら運営することができる。</p> <p>事業例 関西国際空港・大阪国際空港(関西・伊丹) 愛知県有料道路(愛知県) 等</p>

9 PFIと従来型手法との比較

PFIは、従来型手法と比較すると以下のような相違点があげられる。

項 目	PFI	従来型手法
実施方法	施設の設計・建設・維持管理・運営を民間が一体的に担い、公共側は事業の基本計画を立て、条件を設定し、事業を監視	施設の設計・建設・維持管理・運営を個々に公共側が実施
発 注	包括的発注（維持管理、運営等も含めた一括発注）を基本とした長期契約が原則	請負発注、段階別発注（基本設計、実施設計、建設等）、工種別発注（建築、電気、給排水等）が原則
管理運営主体	民間が主体となる管理運営（創意工夫の要因）	公共が直営又は公共が主体として民間に外部委託
契約方式	性能発注、価格以外の要素を加えた総合評価方式が基本	仕様発注、価格による入札が原則
リスク分担	契約時にリスクを明確にし、内容にあった適切な役割分担	公共がリスクを基本的に負担、不確定要素の高いリスクについては、発生時に協議
情報公開	各プロセスにおける基準、方法、結果等を積極的に公表	入札に関する必須情報や情報公開制度に基づく情報の公開

10 その他留意事項

(1) PFI事業に係る地方財政措置

地方公共団体がPFI事業者に対して財政的支出を行う場合、次のような財政措置が講じられる(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」(平成 12 年 3 月 29 日付け自治調第 25 号自治省財政局長通知))。

ア 要件

- 地方公共団体がPFI法第 5 条第 1 項の実施方針を定め、PFI法に基づいて実施する事業であること
- 当該施設の所有権が一定期間経過後に当該地方公共団体に移転(当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む)するもの又はPFI事業契約が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること
- 通常当該施設を地方公共団体が整備する場合に国庫補助負担制度がある事業については、PFI事業で整備する場合にも同等の措置が講じられること

イ 財政措置の内容

(ア) 国庫補助負担金が支出されるPFI事業の場合

当該国庫補助負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方財政措置又は地方交付税措置が講じられる。

(イ) 地方単独事業として実施されるPFI事業の場合

直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設については一定の範囲で地方交付税措置が講じられる。

(ウ) PFI事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合

PFI法第 71 条第 2 項の規定(公有財産の無償使用等)の趣旨に鑑み、必要に応じて資金手当のための地方債措置が講じられる。

(2) PFI事業に係る地方税の特例措置について

PFI事業をBOT方式で実施する場合、事業終了までPFI事業者が所有権を有することから当該施設に対して固定資産税等が課されることになり、これまでBTO方式と比較してVFMの低下要因となっている。

ただし、次のとおり、地方税法上の特例措置が講じられているのでVFM算出の際は、留意が必要である。

PFI法に基づくPFI事業者が選定事業(いわゆるサービス購入型で、地方公共団体の長が証明したものに限る。)により整備する一定の家屋に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準の算定に当たっては、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。(地方税法附則第 11 条第 6 項及び第 15 条第 17 項参照:平成 31 年度末取得分まで。)

(3) 「公の施設」とPFI

ア 公の施設とは

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設をいう(地方自治法第 244 条)。

イ 指定管理者制度

議会の議決を経て指定した管理者に、施設の使用許可、自らの収入となる利用料金の收受を含む、公の施設の管理運営を行わせることができる制度である。

PFIにおいても公の施設を取り扱う場合においては、本制度を活用することになり、PFI事業者を指定管理者として指定することができる。

なお、指定管理者の指定を受けない民間事業者が、公の施設において、包括的な委任でなく、警備や清掃等の事実上の業務、入場券の検認等の定型的行為等といった業務をPFI事業として行うことは可能だが、その場合には、PFI事業者は、施設の利用料金を自らの収入として收受できず、料金の設定も行うことができない(平成 12 年 3 月 29 日付け自治事務次官通知「地方公共団体におけるPFI事業について」第6 公の施設関係)。

本制度の詳細については、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」を参照すること。

(4) 行政財産の取扱い

PFI事業により県有地上に施設を整備する場合には、下記に留意する。

ア PFI事業の施設用地の位置付け

(ア) BTO(施設整備直後に施設の所有権を県へ移転)の場合

当該施設の用地は行政財産として位置付ける。

(イ) BOT(事業期間終了後に施設の所有権を県へ移転)の場合

PFI事業者が普通財産として用地を貸し付けるときは、事業終了後に施設の所有権が県へ移転され、行政財産となる時点で、当該県有地も普通財産から行政財産へ切り替える。

イ 行政財産のPFI事業者への貸付け

行政財産については、地方自治法第 238 条の 4 第 1 項の規定により、原則として私権を設定することができないこととされているが、平成 13 年 12 月及び平成 17 年 8 月のPFI法の一部改正により、次の特例が設けられた。

- 地方公共団体は、必要があると認めるときは、PFI事業の用に供するため、行政財産をPFI事業者へ貸し付けることができる。
- PFI事業に係る公共施設等とPFI事業以外の民間収益施設等を合築で整備する場合、必要があると認めるときは、行政財産である土地をその用途又は目的を妨げない範囲で、PFI事業者へ貸し付けることができる。

なお、当該合築建物に係る行政財産である土地は、PFI事業者から民間施設部分を譲渡された第三者にも貸付けを可能とする(再譲渡の場合も同様)。

- また、イの貸付けを受けた事業者が、PFI事業終了後も引き続き建物の一部を

所有しようとする場合、必要があると認めるときは、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない範囲で、この事業者に貸し付けることができる。

- PFI事業により特定施設⁹の設置事業を実施するに当たり、合築以外の形態により民間施設を併設する場合、当該民間施設がPFI事業の実施に資するものであれば行政財産である土地をPFI事業者及びPFI事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に貸し付けることができる(再譲渡の場合も同様)。

(5) 公共施設等運営権制度の活用

公共施設等運営権制度とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま施設を運営する権利である「公共施設等運営権」を民間事業者を設定することができる制度である(PFI法第16条)。

公共施設等運営権は、施設整備を伴わない既存施設にも適用可能であるとともに、財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定が可能となっているため、公共施設等運営権の設定を受けた民間事業者(運営権者)の資金調達が有利となる面が特徴である。

公共施設等運営権の設定により、民間事業者は安定的で自由度の高い運営と利用者ニーズを反映した質の高いサービスの提供が可能となり、行政は民間事業者から、当該施設の整備に要した費用に相当する金額の全部又は一部を、公共施設等運営権設定の対価として徴収することができることとされた。

公共施設等運営権方式を実施する場合の詳細については、PFI法及び同施行令、同施行規則に加えて、国の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」も参考とする。

なお、PFI法第18条により、公共施設等運営権の設定される民間事業者の選定にあたっては、選定の手続等について条例で定めることとされているので留意が必要である。

⁹ 公共的施設のうち、熱供給施設、新エネルギー施設等やこれらに準ずる施設として政令で定めるもの。

第二章 PPP/PFI 手法の導入検討

本章では、本県における PPP/PFI 手法の導入検討を行う対象事業や、導入検討手順について示す。

ただし、導入検討手順においては、基本的にPFIの導入検討を想定した手順を示すが、PFI以外のPPP手法の導入を検討する場合においても、本章の手順を準用して手続きを進めることとする。

1 導入検討の開始時期

本県(知事部局、水道局、企業土地管理局、病院局、教育庁、警察本部)において、事業担当課は次のような場合に PPP/PFI 手法の導入検討を行うこととする。

- ア 公共施設等の整備等¹⁰を行うために基本構想や基本計画等を策定する場合
- イ 公共施設等の運営等の見直し¹¹を行う場合

ただし、知事部局、教育庁及び警察本部が事業主体となる事業のうち、庁舎等の施設¹²に係る事業については、原則として個別施設計画に位置付けられているものを対象とする。

¹⁰ 「整備等」とは、新たな建設(建替えを含む)、増築、大規模改修等をいう。

¹¹ 「運営等の見直し」とは、既存施設の運営を県の直営から外部委託しようとする場合や、既存施設を別の用途に転用する場合、個々に契約している複数施設の管理業務を一括委託しようとする場合などが想定される。

¹² 「庁舎等の施設」とは、千葉県公共施設等総合管理計画における「庁舎・学校等の施設」をいい、行政施設等の他、試験研究機関、県立学校、警察施設、公の施設(社会基盤施設や地方公営企業施設を除く)をいう。

2 導入検討対象事業

本県において PPP/PFI 手法の導入検討を行う事業(以下「導入検討対象事業」という。)は、次の(1)及び(2)に該当する事業とする。

なお、(1)及び(2)に該当しない事業であっても、PPP/PFI 手法の導入による効果が見込めると事業担当課が判断する事業については、導入検討対象事業とすることができる。

(1) 施設の種類の種類

P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等に関する事業で、次のいずれかに該当する事業

ア 建築物やプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

(各施設の具体例)

建築物：文教施設、医療施設、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、
宿舎、事務庁舎など

プラント：廃棄物処理施設、水道浄水場、工業用水道浄水場、下水汚泥有効利用
施設、発電施設など

利用料金の徴収を行う公共施設：博物館、文化・スポーツ施設など

(2) 事業規模

次のいずれかの事業費基準を満たす事業

ア 施設整備費(設計費と建設費の合計)が10億円以上の事業

イ 単年度の維持管理費、運営費¹³が1億円以上の事業

複合化施設整備事業や同時期に行う複数の同種事業の場合には、単体ではなく全体の事業規模で判断する。

(3) 対象事業の例外

導入検討対象事業に該当するもののうち、次に掲げる事業については導入検討対象事業から除くことができるものとする。

ア 既に指定管理者制度など PPP/PFI 手法の導入が前提とされている¹⁴事業

イ 法制度等により、民間による事業実施が難しい事業

ウ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

¹³ 「維持管理費、運営費」については、行政が担う業務に係る人件費などは除き、民間への委託が可能な業務範囲に限る。民間へ委託可能な業務範囲の想定例は下記の通り。

【維持管理業務】清掃、設備点検、警備、宿直など

【運營業務】(庁舎) 総合案内など

(公の施設) 利用受付、安全管理、備品管理など

¹⁴ 公の施設については、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」において「県が所有する全ての公の施設について、指定管理者制度の導入を検討する」とこととされている。

3 PFI以外のPPP手法への準用

「5 導入検討手順」以降においてはPFIを対象とした検討手順について示すが、事業によってはPFI以外のPPP手法が適している場合が考えられる。

そこで、PFI以外のPPP手法を検討する場合においても、「5 導入検討手順」以降の手順を準用するものとする。

なお、PPP/PFI 手法の詳細については、「第一章 1 PPPとは」(P1～P3)を参照すること。

4 民間事業者からの提案への対応

平成 23 年のPFI法改正により制度化された民間事業者からの提案制度に基づく提案があった場合には、次の手順による。

なお、受付に先立ち、必要に応じて民間事業者への適切な指導、助言を行うこととする。

- 受付は、当該事業を所管する部局において行う。当該事業が複数の部局にまたがる場合には、関係する部局において受付方法を調整する。
- 当該提案事業の公共事業としての必要性等を検討した上で、PFI事業としての適性を評価する。なお、評価に当たっては資産経営課の支援を受けて行うものとする。
- その結果については、できるだけ速やかに提案者に通知するとともに、事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要を適切な時期に適宜公表する。
- 事業所管部局において、当該提案事業についてPFI事業としての適性があると判断した場合には、通常のPFI手続の場合と同様の手続で行う。

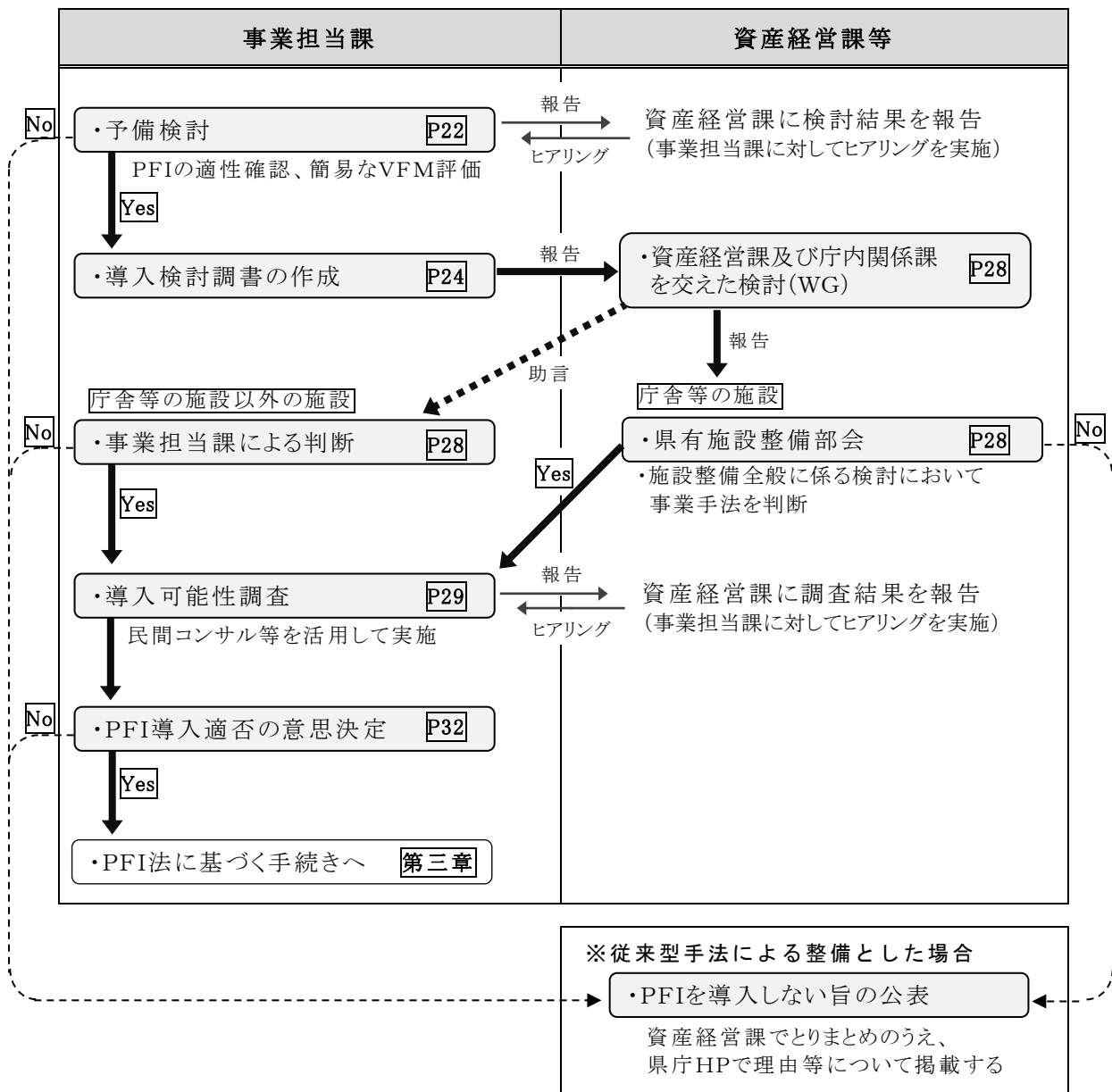
5 導入検討手順

導入検討対象事業については、次の手順により導入検討を実施する。

導入検討の各段階において、PFIの導入効果が期待できず、従来型手法により事業を実施することとした場合は、検討結果について資産経営課が取り纏めの上、県庁ホームページにおいてその理由等を公表する。

なお、「簡易定量評価結果書」(様式2)の各項目など、予定価格の推測につながる事項の公表に当たっては、建築工事等の入札手続き終了後等の適切な時期に行うよう留意する。

【千葉県におけるPFI導入検討手順】



6 事業担当課による予備検討

(1) 予備検討の実施

PFIの導入検討を効率的に行うため、事業担当課は導入検討対象事業について、次のア～ウについて予備検討を行い、国、他の地方公共団体のPFI導入事例等を参考とし、現実的な検討対象であるかを勘案しつつ、検討対象の絞り込みを行う。

ア PFIの適性確認

PFIの導入検討に当たり、導入検討対象事業が明らかにPFI事業としての適性を欠く事業ではないことを確認する。

なお、確認に当たっては、主に以下の(ア)～(エ)の視点を考慮する。

ただし、(イ)及び(ウ)については、制度(補助金や法制度等)面等の変更により過去の事例が参考にならない場合があることに留意すること。

- (ア) 設計から建設、維持管理、運営までの業務の多くを一括で民間事業者に委託できそうな事業であること
- (イ) 明らかに補助金適用面で不利でなく、法制度面で導入が不可でない事業であること
- (ウ) 過去の導入検討において、導入可能性がないとされた事業でないこと
- (エ) 全体事業の一部の施設整備等に着手していない事業であること

このとき、PFI以外の他のPPP手法の適正についても確認する場合は、「第一章 1 PPPとは」(P1～P3)を参照すること。なお、他のPPP手法を採用することとした場合においても、本項以降の検討手順を準用して検討を進めることとする。

イ 定量的効果の確認(簡易なVFM評価)

PFIの導入検討では、PFIの導入により事業が効率的かつ効果的に実施できるかが基準となり、VFM¹⁵の有無を評価することが基本になる。

そこで、一定の前提条件の下で、単純化したモデルに基づきPSC(従来型公共事業コスト)とPFILCC(PFI事業の Life Cycle Cost)を算定することによって、コスト比較による定量的なVFMを簡易に評価する。

評価に当たっては、下記VFM簡易計算ソフトを活用すること。原則として内閣府の計算ソフトを使うこととするが、事業の内容によってより詳細な数値が把握できる場合は国土交通省の計算ソフトを使用することも可能とする。

なお、VFM簡易計算ソフトの使用方法や計算結果の評価等について不明な点がある場合は、資産経営課に問い合わせること。

■内閣府 HP(PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引 別紙2～5)

<http://www8.cao.go.jp/PFI/yuusenkentou/shishin.html>

(エクセルデータを希望する場合は、資産経営課まで問い合わせること。)

¹⁵ 「第一章 4 PFIの特徴 (2)VFM(Value For Money)」(P6)を参照。

■国土交通省HP(VFM簡易計算ソフト)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000007.html

「VFMがある」と見込む目安値は、長期契約から来るリスク(契約後の金利上昇リスクなどの追加負担)や算定方法を省略及び簡易化したことからくる追加コストの発生を考慮して10%程度とする。

なお、事業規模があまり大きくない事業においてはVFMの絶対値が小さいことから、10%よりもかなり大きいことが望ましい。

ウ 定性的効果の確認

定量的効果の確認においてVFMが10%に満たない場合でも、民間が保有する経営上のノウハウや技術的能力によって公共サービスの著しい向上が見込まれる場合、PFIの導入による効果があると言えることから、定量的な効果(VFM)だけでなく、定性的な効果が期待できるかについても確認する。

(定性的な効果の例)

- ・ 民間が保有する経営上のノウハウや技術的能力を活用することにより、利用時間の延長や新たなサービスの提供など、利用者のニーズに対応した良質で多様なサービスを柔軟に提供することが期待できる。
- ・ 維持管理運営業務を一括発注することにより、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られる。
- ・ 修繕等に係る個別業務発注の事務手続を要さず、PFI事業者の判断で迅速な対応を取ることが可能になる。

(2) 予備検討結果報告書の提出

予備検討の結果を受け、事業担当課はPFIの導入検討を進めるかどうかについて判断を行う。この際、導入検討対象事業がPFI事業として明らかに適性を欠くものでないか、VFMが一定規模(10%以上)見込めるか、VFMが一定規模に満たない場合であっても民間の創意工夫が発揮され、低廉で良質な公共サービスが提供される可能性があるか等を勘案して判断すること。

事業担当課は予備検討の結果をとりまとめ、「予備検討結果報告書」(様式1)及び「簡易定量評価結果書」(様式2)を作成して資産経営課に提出する。

報告書の提出を受けて、資産経営課は事業担当課に対しヒアリングを実施し、報告書の内容の確認等を行う。

7 庁内検討

(1) 基本的な考え方

予備検討を経て、PFIの導入検討を進めることとなった事業については、事業担当課において「PFI導入検討調書」を作成し、調書をもとに資産経営課及び庁内関係課を交えた庁内検討を実施する。

庁内検討を行うことにより、PFIの導入が不適な事業への外部委託調査の実施を排除するとともに、庁内へのPFIに係るノウハウの蓄積を図る。

(2) PFI導入検討調書の作成

事業担当課は以下の手順により検討を行い、「PFI導入検討調書」(様式3)を作成する。

検討項目

- ① 同種の先行事例の状況
- ② 事業を実施する必要性があるか
- ③ スケジュール的に問題はないか
- ④ 制度面及び公共性等において障害はないか
- ⑤ PFIの適性はあるか
- ⑥ 適切なPFI事業の範囲及び事業方式等が想定されているか
- ⑦ 他の民間活用による事業手法よりもPFIが適しているか
- ⑧ 総合的評価

検討項目の詳細

① 同種の先行事例の情報収集

国や他の自治体における同種の先行事例の情報収集等を行いつつ、これ以降の検討を行う。情報収集する主な事項は次のとおり。

- 事業概要(事業範囲、事業方式、事業形態、事業期間、施設整備及び維持管理・運営コスト規模など)
- 建設・設計費縮減率、維持管理・運営費縮減率
- PFIを導入したか(効果はあったか)、断念したか(その理由は)

② 事業を実施する必要性があるか

事業を実施する必要性、実施しない場合の問題点、県が実施主体となる理由等が妥当なものかどうか再確認する。

③ スケジュール的に問題はないか

供用開始時期が既に決まっている施設について、PFIの導入を検討する場合には、供用開始時期から遡って、スケジュール的にPFIを採用することが可能か否かについて

て十分にチェックする。

④ 制度面及び公共性等において障害はないか

ア 法制度

法制度上、民間事業者が建設、所有し、運営することが可能な施設であるのか否かを検討する。

「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲」(平成 16 年 6 月内閣府民間資金等活用事業推進室)等を参考に検討する。

イ 公共性・公益性の担保

当該公共施設等を民間事業者が建設、所有、運営した場合に、公共性・公益性が担保できるのかを検討する。

ウ 財政面

県が初期投資の資金を起債等により調達して自ら事業を行う場合と、民間に委ねて、後に平準化させた割賦払で事業を行う場合のどちらがよいのか、またサービス購入型を念頭においた場合に、長期間にわたりサービス対価を支払う財政能力があるのか等を検討する。

なお、起債が可能な事業であれば、PFIを導入しなくてもある程度の財政支出の平準化を図ることができる。

エ 補助金適用面

PFIを適用した場合に補助制度が活用できなくなる事業はVFMを得ることが難しく、その場合は県が直接事業を行う従来型手法の方が有利と見込まれる。

「地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」(平成 20 年 6 月内閣府民間資金等活用事業推進室)等を参考に検討する。

⑤ PFIの適性はあるか(適性をみる検討視点をチェック)

ア 民間が経営上のノウハウや技術的能力を持つ分野であり、その活用の余地があるか

民間によるサービスであることのメリットを十分に発揮するためには、その事業分野において民間が経営上のノウハウや技術的能力を持っており、また、複数の事業者が存在することで競争性が確保される必要がある。

そして、民間の創意工夫の余地が大きい事業(設計段階から取り組むことができるなど)は、PFIで行うメリットが大きくなる。

イ 維持管理・運営面の比重が高いか

施設の建設よりも維持管理・運営の方が民間の持つノウハウや創意工夫が発揮しやすいため、ある程度の維持管理・運営的側面がある事業の方が有利と言われている。

ウ サービスの需要が安定的・継続的に確保可能か

需要変動リスクが小さい事業の場合は、民間事業者が事業計画を立てやすく、

結果として多くの入札参加者が見込まれ、その競争効果が期待できる。

また、PFI事業は長期にわたることから、事業期間中に事業の継続が困難にならないよう、安定した需要が見込まれる事業であることが必要である。

エ 事業の成果が明確に計測できるか

効果が明確に計測できる事業の場合は、県が民間からサービスを購入する際の基準が明確になるとともに、サービスの質の検査も行いやすく、客観的な評価基準で効果を測定できる。

オ 事業実施に当たり、民間事業者が適切にリスクをコントロールできるか

民間事業者が既に参入している事業は、民間事業者のリスクコントロールやリスクヘッジが可能な事業ということができ、PFIを導入した場合にも民間事業者の参画を得られやすいと考えられる。

⑥ 適切なPFI事業の範囲及び事業方式等が想定されているか

ここまでの検討結果を踏まえて、想定しているPFI事業の範囲、事業方式(BTO方式、BOT方式等)、事業形態(サービス購入型、独立採算型、ジョイントベンチャー型)、民間事業者とのリスク分担などについて検討を行う。

ア 民間事業者に委ねることが可能な事業範囲

「⑤ PFIの適性はあるか」を考慮しながら、設計、建設、維持管理、運営の各段階において、どこまでをPFIの事業範囲とするか検討する。

特に、維持管理・運営段階については、各業務についてどれをPFIの事業範囲とするか慎重に検討する必要がある。

民間収益施設等の独立採算要素の強い事業については、集客事業として成り立つのか、立地、顧客層、商圈、競合、民間事業者の運営力等を十分に検討する必要がある。

なお、民間収益施設を併設する場合は、民間収益施設の経営リスクによりPFI事業の実施に支障を生ずるおそれがあるため、PFI事業から民間収益施設の経営リスクを可能な限り分離させることや、完全に分離できない場合でも、経営リスクが最小限となるように契約等において適切に措置することに留意する必要がある。

イ 事業方式

事業方式については次の点から検討し、最も適切な事業方式(BTO方式、BOT方式等)を採用する。

(ア) 法令面

所有や運営等の主体についての法令上の制限の有無を確認する。

公共性の確保から、民間事業者の所有とすべきかについても検討する必要がある。

(イ) リスク管理面

民間事業者が施設を所有した場合、施設の維持、修繕など所有に伴うリスクが民間事業者に移転する。また、所有権の有無により利用の自由度が増すなど、

事業のコントロールのしやすさに違いを生ずることがあるので、民間事業者が施設を所有し、創意工夫を発揮しやすい事業方式とすることについても考慮する必要がある。

(ウ) コスト面

民間事業者が施設を所有した場合、国の補助金が適用されないことや、新たな税負担が生じることがあるため、これらを考慮する必要がある。

ウ 事業形態

事業形態については、事業の収益性を検討し、最適な事業形態(サービス購入型、独立採算型、ジョイントベンチャー型)を選択する。

エ 事業期間

事業期間については、次の点から検討する。

(ア) 事業環境の変化

社会環境の変化等を考慮し、安定的な需要が見込める範囲内で事業期間を設定する必要がある。特に、技術革新が著しい業務については、事業期間を短くするなどの工夫が必要である。

(イ) 施設の耐用年数

施設の耐用年数を大幅に上回る事業期間を設定した場合、大規模修繕や施設更新の費用や時期を想定することが困難となり、民間事業者のリスクが大きく、参画を阻害することがある。

(ウ) 資金調達

事業期間が長くなると、期間中県からの支払額を金利水準に併せて変更することが必要となることに留意する必要がある。

(エ) 公共負担額削減

VFMの検討に際し、事業期間を数ケース設定し、県の財政負担が最も削減されるケースを検討する。

オ 民間事業者とのリスク分担¹⁶

事業の性格から想定される特別なリスクについて、民間事業者とどのように分担するのか検討する。

⑦ 他の民間活用による事業手法よりもPFIが適しているか

ここまでの検討結果を踏まえて、民間活用による事業手法としてPFIが最も適しているか再確認する。

仮にPFIの活用が困難な場合であっても、他の事業手法により相当広範に民間主体を活用することができる。また、様々な理由により他の民間活用による事業手法の方がPFIよりも適していることもある。

¹⁶ 「第一章 4 PFIの特徴 (4) 官民の適切なリスク分担」(P8~P9)及び「第三章 3 実施方針の策定、公表 (4) リスク分担の考え方」(P38~P39)を参照。

⑧ 総合的評価

①から⑦における検討事項及び予備検討において実施した簡易なVFM評価(P22)を整理し、PFIの適性について総合的な評価を行う。

(3) 庁内関係課を交えた検討

事業担当課は「PFI導入検討調書」を資産経営課に提出する。

調書の提出を受け、資産経営課はワーキンググループ¹⁷を設置し、「PFI導入検討調書」をもとにPFIを導入する可能性について検討を行う。

ワーキンググループは、検討結果を県有施設整備部会の部会長である資産経営課長に報告する。

(4) 事業手法の判断

ア 庁舎等の施設に係る事業

資産経営課長は、ワーキンググループによる検討結果を踏まえ、県有施設整備部会を開催し、施設整備全般の検討を行うとともに事業手法の判断を行う。

イ 庁舎等の施設以外の施設に係る事業

資産経営課長は、ワーキンググループによる検討結果に基づきPFIを導入する妥当性について事業担当課へ助言を行い、事業担当課はこれを踏まえて事業手法の判断を行う。

¹⁷ ワーキンググループは、県有施設整備部会の下部組織として個別事業に係るPFIの導入可能性を検討するため、資産経営戦略会議部会設置要領第6条に基づき、その都度設置する。

ワーキンググループの構成員は事業担当課の他、資産経営課、営繕課、施設改修課、事業部局の主管課など。なお、知事部局以外の事業にあつては、上記の課と同様の業務を行う部署を加える。

8 導入可能性調査

(1) 基本的な考え方

PFIの導入検討を推進することとなった事業については、導入可能性調査を実施する。導入可能性調査は、事業方式、事業の範囲、リスク分担、事業採算性やVFM等について市場調査を踏まえて詳細に検討するもので、PFIの導入の適否を総合的に判断するための重要な調査である。

(2) 委託業者の選定方法

導入可能性調査の実施に当たっては、民間コンサルタント等に委託して実施するのが一般的であり、委託業者の選定方法は、競争性を確保しつつ、委託業者の能力や専門性、価格等を総合的に勘案して選定できる公募型プロポーザル方式が適切と考えられる。

[委託業者選定のための評価項目]

- 会社の業務経歴
- 調査責任者の類似業務実績
- 調査の実施体制
- 受託するに当たっての実施方針
- 当該事業におけるPFI事業スキーム等に関する考え方
- 当該事業にPFIを導入することの妥当性とその考え方
- VFM算定の具体的な方法
- 市場調査の内容及び実施方法
- 調査開始から結果取りまとめまでの事務作業とスケジュール

(3) 調査の実施

事業担当課は、PFI導入可能性調査について、委託業者及び資産経営課との連携のもと、次のとおり実施する。

調査項目

- ① 調査・検討に当たっての前提整理
- ② PFIの事業範囲・事業方式等の検討
- ③ 市場調査の実施
- ④ VFMの算出
- ⑤ スケジュール等の確認

調査項目の詳細

- ① 調査・検討に当たっての前提整理
 - ア 事業計画の整理

対象事業について、事業規模、施設計画概要、事業スケジュール等の事業計画を整理する。

イ PFIの導入にかかる法制度等の把握

対象事業について、関連法令、諸規制、補助金との関係を把握する。

② PFIの事業範囲・事業方式等の検討

ア PFIの事業範囲の検討

対象事業の設計、建設、維持管理、運営の各段階において、どこまでをPFIの事業範囲とするかを検討する。

特に維持管理・運営段階については、各業務内容についてPFIの事業範囲とするか検討することに留意する。

イ 事業方式等の検討

対象事業について、事業形態(サービス購入型等)、事業方式(BOT、BTO方式等)、事業期間を検討する。

ウ リスク分担の検討

対象事業について、民間事業者の選定段階から施設の移転段階までの各段階で発生すると考えられるリスクを抽出し、県と民間のリスク分担を検討する。

エ PFI事業スキーム概要の構築

ここまでの検討内容を踏まえ、PFIの事業スキームの概要を検討する。

③ 市場調査の実施

構築した事業スキームの概要をもとに、広く民間事業者からの意見等を聴取するための市場調査を実施する。

市場調査は、事業内容によって実施可能な民間事業者数が少ないなど、県が事前に予測しがたい条件を有する場合も考えられるため、事業の枠組みの正当性を確認し、円滑な事業進捗を図るために重要な調査である。

調査は、民間事業者に対するヒアリングにより行う。

なお、その際には、事業情報の保持に適切な配慮が必要である。

ア ヒアリングの対象

- 主たる業務を行う業種の事業者
- 応募グループの代表企業となる可能性のある事業者
- 運営の比重が高い場合には、運営を行う可能性のある事業者
- PFI事業に融資を行う可能性のある金融機関

イ ヒアリングの内容

- PFIの事業範囲の妥当性
- PFIの事業スキーム(事業方式、事業期間等)の妥当性
- 資金調達の内容、民間事業者の採算性等
- リスク分担の妥当性

○応募等のスケジュール面への意見 等

④ VFMの算出

ここまでの検討内容に基づき、従来型手法及びPFIを採用した場合の県の負担額(PSC及びPFILCC)をそれぞれ算定する。

さらに、この段階で想定し得るリスクについて、必要なリスク調整を行った上でVFMを算定する。

⑤ スケジュール等の確認

事業担当課は、今後のPFIの導入に当たってのスケジュールを調整するとともに、推進体制について検討を行う。

なお、通常、実施方針の策定・公表までは、当該事業におけるPFI事業の内容について対外的に公表しないため、調査結果の取扱いには注意が必要である。

(4) 導入可能性調査における県の役割

PFI導入可能性調査を民間コンサルタント等に委託しても、全てを任せるとはなく、県が担うべき役割がある。県が担うべき役割として主に以下のことが挙げられる。

- 「7 庁内検討」において作成したPFI導入検討調書の内容及び簡易なVFM評価結果等の妥当性について検証する。庁内検討と導入可能性調査の大きな違いは、市場調査を踏まえたものかという点であり、その点を十分に認識して行う。
- 委託調査結果を有効なものとするため、事業内容やリスク分担などの前提条件については、委託当初より民間コンサルタント等に十分な理解が得られるよう努める。
- 行政内部の手続や法規制及び補助制度について情報収集する。これらの分野は、民間コンサルタント等よりも事業担当課の方が情報を有していると考えられる。
- 民間コンサルタント等が示したPSC(従来型公共事業コスト)の算定に必要な初期投資、資金調達や収入、費用項目に対して、当該事業あるいは従来類似事業の金額等の把握を行う。
- 調査内容を全体にわたって把握し、その結果について妥当性を検討する。
特に民間コンサルタント等によるVFMの算定において設定された縮減率等の数値についてその根拠を十分に確認し、算定結果についてチェックを行う。

(5) 調査結果報告書の提出

事業担当課は導入可能性調査の結果報告書に、当該調査に基づくPFIの導入の適否に係る意見を付して資産経営課に提出する。

導入の適否の評価に当たっては、特に以下の点を重視する。

- 市場調査結果を踏まえて民間事業者の参入が期待できるか。
- PFIの事業範囲や民間事業者とのリスク分担が妥当か。

- 各種パラメータ値の妥当性を確認した上でVFMがでているか。
- PFIの導入に当たっての課題について解決が可能か。

※サービス購入型以外の場合は、採算性が確保できるかについて特に慎重な検討が必要。

報告書の提出を受けて、資産経営課は事業担当課に対しヒアリングを実施する。ヒアリングの結果、見直しが必要であると判断した場合には、事業担当課に対しPFIの導入の適否等について再検討を促すこととする。

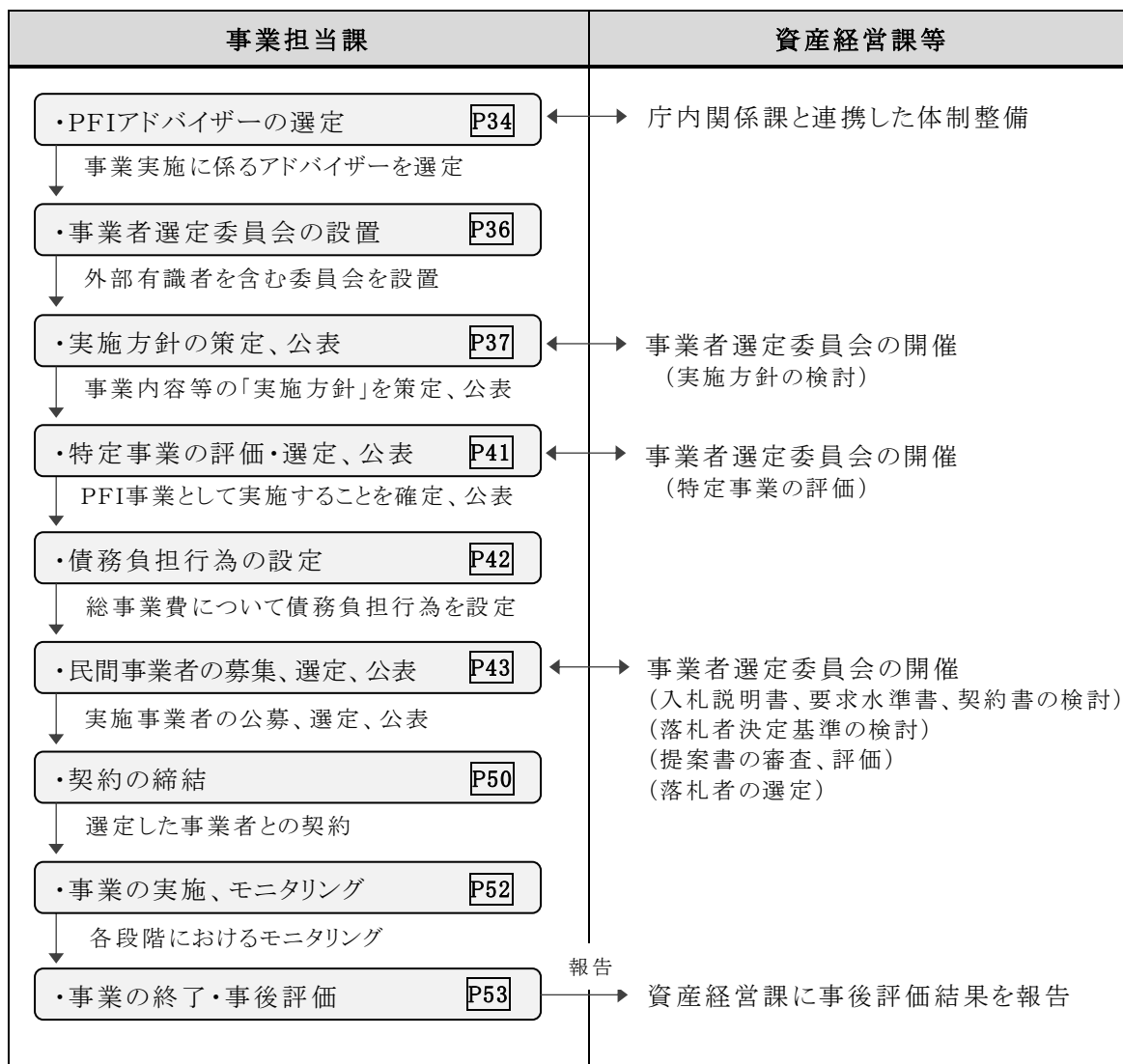
事業担当課は、導入可能性調査及びヒアリングの結果を踏まえ、PFIの導入の適否について最終的な意思決定を行う。

第三章 PFI法に基づく導入手続き

PFIの導入を決定した事業については、本章の手順に従って導入の手続きを行う。

また、PFI以外のPPP手法の導入手続きにおいても、PFI独自の法律に基づく手続き(実施方針の策定、公表、特定事業の選定等)を除き、本章の手順を準用する。

【千葉県におけるPFI事業の導入手続き】



1 PFIアドバイザーの選定

(1) PFIアドバイザーの必要性

PFI事業を行う場合には、実施方針の策定、民間事業者の募集・選定、契約の締結といった手続を進めるに当たり、金融・法務・技術等の専門知識やノウハウを必要とすることから、外部の専門家をPFIアドバイザーとして活用することが有効であり、PFIアドバイザーの助言を得て実務手続を進めていくことになる。

また、各専門のPFIアドバイザーとともに、事業全体を総合的に支援する総括アドバイザーも必要になり、PFI事業のアドバイザー業務は総括アドバイザーに一括して委託発注されるのが一般的である。

なお、選任したPFIアドバイザーの関係企業等が当該事業に応募又は参画する場合には、特に秘密保持及び公正さに対する信頼性の確保に留意する必要がある。この場合、PFIアドバイザーとの契約において、当該PFI事業に関する一切の情報提供や情報交換等が行われないよう措置する必要がある。

また、選任したPFIアドバイザーが、当該事業に応募又は参画しようとする民間事業者のアドバイザーになることも適切でないので、注意する必要がある。

(2) PFIアドバイザーの選定方法

PFIアドバイザーは、原則として競争性を確保して選定するものとする。

そこで、導入可能性調査の委託業者選定と同様に、競争性を確保しつつ、PFIアドバイザーの能力や価格等を総合的に勘案して選定できる公募型プロポーザル方式が適当と考えられる。

〔PFIアドバイザー選定のための評価項目〕

- 会社の業務経歴
- PFIアドバイザーの類似業務実績
- PFIアドバイザーの能力（過去の類似業務で果たした役割）
- アドバイジング体制
- 受託するに当たっての実施方針
- 当該事業におけるPFI事業への理解度

(3) PFIアドバイザーの経費

プロジェクトの内容、期間、PFIアドバイザーの投入人員等により、大きく変わるため、コンサルタント等への委託に当たっては、事業の内容に合わせて委託すべき事項を精査した上で経費等を見積もる必要がある。

(4) 実務手続きにおける県とPFIアドバイザーの役割分担（一般例）

PFI事業の実施に向けたアドバイザーの役割・業務として、次のような事項が考えられる。

作業項目		県	アドバイザー
実施方針の策定・公表	実施方針の策定	検討・承認	案の作成
	実施方針の公表	公表	—
	実施方針への質問等の回答	回答の作成	
	要求水準書(案)の作成	検討・承認	案の作成
	要求水準書(案)の公表	公表	—
	要求水準書(案)への質問等の回答	回答の作成	
特定事業の選定・公表	特定事業の選定の検討	検討・承認	案の作成
	選定結果の公表	公表	—
民間事業者の募集要項の検討	入札説明書の作成	検討・承認	案の作成
民間事業者の選定	落札者決定基準の作成	検討・承認	案の作成
	参加資格審査	審査	—
	基礎審査及び定量化審査	検討・承認 ・審査	案の作成
	事業者の選定	検討・選定	—
	事業者選定に係る評価の公表	公表	—
契約の締結	契約書の作成	検討・承認	案の作成
	契約交渉	交渉	—
	契約の議決	議決	—

※ 本県における先行事例を参考に一般的に考えられる例として作成したものであり、PFIアドバイザーと県との調整により、異なる役割分担になることも考えられる。

なお、県の役割の中において「承認」とあるが、事業者選定委員会に諮ってから行うのが一般的である。

また、民間事業者の選定における基礎審査及び定量化審査は、事業者選定委員会において行われる。

2 事業者選定委員会の設置

(1) 事業者選定委員会について

PFIに関する5つの原則と3つの主義に掲げられている公平性・透明性の原則及び客観主義に鑑みて、透明性を確保しつつ公正かつ客観的に民間事業者を選定するため、事業担当課が個別事業ごとに実施方針を策定・公表する前に、専門的知識を有する外部有識者を構成員に含めた「事業者選定委員会」を設置し、実施方針の策定・公表をはじめそれ以降の特定事業の選定、落札者決定基準、事業者選定等の各段階において委員会を開催し、審議する。

公平性原則及び透明性原則を確保するため、事業者選定委員会は総合評価一般競争入札以外の事業者選定方法(プロポーザル方式)を採用する場合においても設置するものとする。

なお、この委員会は、事業担当課が個別事業ごとに設置するものとする。

(2) 事業者選定委員会の構成

金融・法務・技術及び当該事業内容等に精通した学識経験者及び県職員を委員とする。

なお、PFI事業の選定や事業者選定の過程、結果に対する透明性、公平性を確保するため、委員の過半数は外部の学識経験者とする。

委員のうち学識経験者として位置づけられる委員は、地方自治法施行令で規定されている総合評価一般競争入札において意見を聴く必要のある学識経験者(2名以上)を兼ねるものとする。

(3) 事業者選定委員会の役割

事業者選定委員会は、次の事項について所掌し、必要に応じて開催し、最終的に優先交渉者の順位を決定し、審査の講評を併せ、事業部局の長へ報告する。

〔主な所掌事務〕

- | | |
|---------------------|-------------|
| ○実施方針の検討 | ○落札者決定基準の検討 |
| ○特定事業の評価 | ○提案書の審査、評価 |
| ○入札説明書、要求水準書、契約書の検討 | ○落札者の選定 |

(4) 事業者選定委員会設置・運営に当たっての留意事項

事業者選定委員会設置に当たっては、次のことに留意する必要がある。

- 事業者選定委員の氏名等については、民間事業者の募集を行う際(入札公告)には公表すること。
- 事業者選定委員会の位置づけを明確にすること。(要綱の設置)
- 民間事業者の選定において、各審査項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じること。
- 実施方針の策定、特定事業の選定、事業者の選定、契約の締結等についての最終的な意思決定の責任は県にあり、説明責任は県にあること。

3 実施方針の策定、公表

(1) 基本的な考え方

PFIの導入を決定した事業については、PFI法第5条に規定する実施方針の策定等の手続に着手することとなる。

実施方針の策定・公表については、公平性及び透明性の確保の観点から、また、民間事業者に対する準備期間の提供や当該事業に関する意見招請、県民等への周知に資するため、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、できる限り早い段階で行うことが重要である。

実施方針の策定に当たり、事業担当課は事業者選定委員会を開催し、事業者選定方法(総合評価一般競争入札等)や実施方針、要求水準書案、契約書案、落札者決定基準案の検討を行う。

なお、PFI法第10条の2に基づき、実施方針の策定の見通しを公表する必要がある。

(2) 実施方針で定める内容

実施方針には、PFI法第5条により、7つの項目を定めることとなっている。項目及び具体的な記載内容(例)は次のとおりである。

【実施方針で定める項目及びその記載内容(例)】

項 目	記載内容(例)
1 特定事業の選定に関する事項	1事業内容に関する事項 事業の目的、公共施設等の種類、公共サービスの内容、事業方式、事業期間、事業終了後の措置、根拠法令等 2選定に関する事項 選定方法、選定基準、スケジュール、許認可事項等
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	公募等の具体的方法、募集期間、民間事業者の備えるべき参加資格要件、提出書類、選定基準、結果及び評価の公表方法
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	想定されるリスクの分類と官民間での分担、提供されるサービス水準、公共施設等の管理者による支払に関する事項等、民間事業者の責任の履行に関する事項、県による事業の実施状況の監視
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	施設の立地条件、土地の取得等に関する事項、公共施設等の規模・配置
5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	紛争解決の方法(裁判管轄の指定等)

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	想定される事業の継続が困難となりえる事由 介入権、契約解除、事業引継、施設の移管等の破綻理由に応じて事業計画又は協定において約定すべき事項
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	事業実施に必要な許認可や税法上の特例措置 国や公的金融機関などの利用可能な支援措置(国庫補助金、無利子・低利融資等)
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 ¹⁸	議会の議決、情報公開・情報提供方法、実施方針の問い合わせ先等

(3) 実施方針策定に当たっての留意事項

実施方針の策定に当たっては、選定事業における県の関与、リスク及びその分担等についての考え方をできる限り具体的に明らかにするとともに、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、次の事項等について、なるべく具体的に記載する。

- 特定事業の事業内容
- 民間事業者の選定方法
- 事業スキームを民間事業者の提案に委ねる場合にはその旨
- 株式譲渡に関する方針が既に定まっている場合は、当該方針
- 選定事業の実施に当たって必要な許認可等
- 民間事業者が行う業務の範囲
- 適用可能な民間事業者への補助金、融資等

また、所要の情報を得るために市場調査を実施する場合、調査内容・方法によっては、当該PFI事業に関する情報が特定の民間事業者のみに流出する危険があるため、市場調査の実施に当たっては配慮が必要である。

なお、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完を行うことも可能である。

(4) リスク分担の考え方

リスク分担の検討に当たっては、県と民間事業者の業務分担に基づき、次の事項に留意しつつ行うことが必要である。

ア リスクとその原因の把握

当該選定事業の実施に係るリスクとその原因をできる限り把握する。

イ リスクの評価

抽出したリスクが顕在化した場合に必要と見込まれる追加的支出のおおよその定量化を行う。定量化が困難な場合には定性的に選定事業への影響の大きさの評価を行うことが望

¹⁸ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)により、義務付け・枠付けの見直しを目的として、PFI法第5条からは削除されているが、実施方針に定める必要性に変わりはない。

ましい。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクの有無の確認、当該軽減又は除去に係る費用を見積もることが望ましい。

ウ リスクを分担する者

県と民間事業者のどちらが「リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力」、「リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力」を有しているかを検討する。また、リスクが顕在化した場合、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクを分担する者を検討する。

エ リスクの分担方法

リスクの分担方法としては、次の方法が考えられるが、リスクが顕在化した場合の必要となる追加的支出の分担方法について、追加的支出の負担能力も勘案しつつリスクごとに検討する。

- (ア) 県あるいは民間事業者のいずれかが全てを負担
 - (イ) 双方が一定の分担割合で負担(段階的な分担割合の変更があり得る)
 - (ウ) 一定額まで一方が負担し、当該一定額を超えた場合(ア)又は(イ)による分担
 - (エ) 一定額まで双方が一定の分担割合で負担し、当該一定額を超えた場合(ア)による分担
- なお、国の「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」は、本県の事業においても参考にすること。

(5) 実施方針公表後の対応

実施方針公表後、必要に応じ説明会を開催するとともに、民間事業者等から意見、質問を受け付け、有用な意見等については実施方針の修正、変更や特定事業の選定、民間事業者の募集に反映させることが適当である。

このため、これらに配慮したスケジュールの設定を行うことが重要である。

(6) 実施方針に関する意見・質問の受付

可能な限り早い段階から当該PFI事業に対する民間の意向を把握し、民間事業者の参画可能な事業内容とするため、実施方針公表後に第1回質問回答(民間事業者等からの質問受付及びその回答)を速やかに実施する。また、第1回質問回答終了後、民間事業者から事業に対する意見を受けるため、民間事業者からの意見招請を行う。

意見招請での意見等を参考にして、実施方針の見直しをした場合には、その変更した実施方針は速やかに公表する。

(7) 実施方針の修正の検討

実施方針に対して寄せられた意見等で有用なものについては、事業への反映を検討し、必要があれば実施方針の修正を行う。

実施方針を修正した場合、事業担当課は、当初方針の公表時と同様にこれを公表する必要がある。

(8) 要求水準書(案)等の公表

民間事業者が特定事業へ参入するための検討が容易に行えるよう、PFI事業において県が要求する具体的なサービス水準を示す必要がある。そのサービス水準は要求水準書(仕様書)によって示される。

要求水準書(仕様書)は、民間事業者の募集(入札公告)の際、入札説明書とともに公表される書類の一つだが、民間事業者が提案内容を検討する上で、県の要求水準を把握することは、民間事業者にとって非常に重要なことであるため、実施方針の公表という早い段階で要求水準書(仕様書)案を併せて公表し、民間事業者からの意見を受け付けることが望ましい。

従来の公共事業においては、整備する施設の仕様や工法、材料、管理の手法・周期等を規定するインプット仕様で発注がなされていたが、PFI事業においては、求めるサービスの量や質を規定するアウトプット仕様による性能発注が行われることになる。

したがって、要求水準書では、建築物の具体的仕様の特定は必要最小限にするなど、県が求めるサービス水準については必要な限度で示し、またサービスの調達方法・手段については、民間事業者の創意工夫を最大限引き出すように配慮する必要がある。なお、発注する性能の具体的要件については、できる限り明確に提示することも重要である。

要求水準書は、事業実施段階において提供されるサービスが要求水準を満たしているかを確認するモニタリングの基準となるものである。したがって、モニタリングの対象や方法についても念頭におき、要求水準を作成する必要がある。

(9) VE提案の活用

ア VE提案の活用

県が基本設計及び実施設計まで行ったものをPFI事業として実施する場合には、VE(Value Engineering)提案を活用する方法がある。

VE提案とは、県が提示した基本設計及び実施設計に対して、民間事業者が施設の機能、性能等を低下させることなく、コストを引き下げる技術的な改善提案を行うもので、民間が有する技術力の一層の活用と、その技術力の活用によりさらなるコストの削減を図ることが可能となる。

イ VE提案募集に係る実務手続

実施方針策定の際、VE提案に係る項目を盛り込むとともに、実施方針と合わせて「VE提案要領」を公表する。

なお、VE提案要領に関する意見、質問の受付、回答期間は基本的に実施方針の受付、回答期間と合わせて実施する。

※実施事例:千葉県警察本部新庁舎建設等事業

4 特定事業の評価・選定、公表

(1) 基本的な考え方

特定事業の選定とは、PFI法第7条の規定に基づき、実施方針を公表した事業について、PFI事業として実施することが適切であると認める手続である。

特定事業の選定に当たっては、基本方針に基づき、当該事業の実施可能性等を勘案しつつ、効率的かつ効果的に事業を実施できることを基準として評価する。

なお、VFMの評価は、基本方針に従い、特定事業の選定に当たっては必ず行わなければならない。また、その算定は可能な範囲において極力精度を確保する必要があるが、客観性及び透明性の向上を図りつつ、算定のために多大な労力をかけすぎることのないよう留意する必要がある。

(2) VFMの算定と評価

VFMの評価は、基本的には、PSC(従来型公共事業コスト)とPFILCCを比較することにより行う。

このVFMの評価に当たっては、PFI導入可能性調査時に行ったVFMの算定・評価について、民間事業者からの意見等を踏まえた実施方針の修正等を加味した上で、より詳細な、精度の高いデータ等を使用して定量的、定性的評価を行う。

なお、特定事業の選定の段階においては、民間事業者の計画がまだ明らかになっていないことから、原則として公共サービスの水準を同一に設定した上でPSCとPFILCCをそれぞれ算定し、比較することが基本となる。

VFMの算定・評価に当たっては、国の「VFMに関するガイドライン」を参考にすること。

(3) 選定結果等の公表

VFMの定量的及び定性的評価の結果をもとに特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表する。

この際、県が算定したPSC及びPFILCCについては、公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため、PSCとPFILCCの差又は割合によりVFMの程度のみを示すこととする。

5 債務負担行為の設定

(1) 基本的な考え方

PFI事業における契約は、設計・建設から維持管理・運営までの複数年にわたる長期契約であることから、予算で債務負担行為を設定する必要がある。

(2) 設定時期

債務負担行為は、募集(入札公告)前までに設定することを原則とする。

特に、民間事業者の選定方式において総合評価一般競争入札方式を採用する場合、入札公告を含む一連の契約行為が支出負担行為の範疇に含まれると解されているため、入札公告前に債務負担行為を設定する必要がある。

なお、プロポーザル方式の場合は、民間事業者の選定後、契約の締結前までに行えばよい。

また、債務負担行為の設定年度内に、債務の原因となる契約手続が完了しない場合には、再度債務負担行為を設定する必要がある。

(3) 限度額

債務負担の限度額は、特定事業の評価により得られた民間事業者との契約予定金額であり、その内容は施設等の設計・建設・取得、維持管理及び運営に関する費用の総額である。また金利や物価変動により支払額が変更される場合は、その点も盛り込む必要がある。

なお、この金額については、現在価値へ割引いた金額でないことについて留意が必要である。

(4) 期間

債務負担行為の期間は、PFI事業の契約期間とする。

(5) 債務負担行為設定に当たっての留意事項

PFI法に基づいて設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等のために設定されるものであり、「もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為」には該当しないと解される(昭和47年自治導第139号)。

しかし、この場合においても、財政の健全性を確保する必要があるため、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものは、起債制限比率の計算の対象となる(平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知「地方公共団体におけるPFI事業について」。以下「自治事務次官通知」という。)

6 民間事業者の募集(入札公告)、選定、公表

(1) 基本的な考え方

特定事業の選定に続いて、これを実施する民間事業者の募集、評価・選定を行うが、この際、次の事項に留意して実施する必要がある。

- 「公平性原則」「透明性原則」に基づき、競争性の担保、手続の透明性を確保した上で実施すること。
- 民間事業者の提案準備期間や契約締結に要する期間の確保に配慮すること。
- 応募者の負担を軽減するよう配慮すること。
- 民間事業者の選定に際しては、客観的な評価基準を設定すること。公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保すること。
- 契約書案により、できる限り契約の条件を明示すること
- 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に係る情報提供に当たっては、公平性を確保するため他の応募者にも公表すること。
- 公共施設等運営権を取り消されて5年以内の場合など、PFI法第9条に該当する者は応募できないこと。

(2) 契約方式の選定

PFI法及び基本方針において、民間事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされている。また、自治事務次官通知においては、総合評価一般競争入札の活用を奨励している。

なお、事業の性格等によっては、プロポーザル方式による随意契約が可能であるが、透明性、公平性、客観性の確保に努めて実施する必要がある。

ア 総合評価一般競争入札方式

総合評価一般競争入札方式とは、価格だけでなくその他の条件も併せて県にとって最も有利な企画をもって入札に参加した者を落札者とする入札方式である。

総合評価の方法としては、次の二つの方法が考えられる。

(ア) 価格と性能等の評価の比をとるもの【除算方式】

$$\boxed{\text{(総合評価点)} = \text{(性能評価点)} \div \text{(価格)}}$$

上記の除算により総合評価点を算出し、最も高い点の応募者を落札者とする方法である。

【特徴】

- 価格当たりの性能を評価することになり、コストパフォーマンスに重点を置いた選定ができる。
- 圧倒的な価格を出せば、多少性能が劣っていても落札でき、価格の影響力が大きい。
- 価格が高くて性能がよいものと、価格が低くて性能が劣るものとの差別評価が困難。

(イ) 価格と性能等の評価の配分をあらかじめ決めるもの【加算方式】

$$\boxed{\text{(総合評価点)} = \text{(性能評価点)} + \text{(価格点)}}$$

価格と性能の点数配分を決め、それぞれの点数を加算して総合評価点を算出し、最も高い点の応募者を落札者とする方法である。

【特徴】

- 評価項目の配点にメリハリをつけることで、当該事業における重点目標を明確にできる。
- 価格面で圧倒しても落札できない可能性があり、事業者を平均的に評価できる。

イ プロポーザル方式

プロポーザル方式は、民間事業者から提案書を募集し、あらかじめ示した評価基準に従って優秀提案書を選定し、その提案書の提出者との間で交渉を行い、契約を締結する方式(随意契約)である。

事業の性格等によっては、競争入札に適さないもの等地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される随意契約の要件を満たす場合(WTO政府調達協定の適用を受ける契約では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「特例政令」という。)第10条の規定も満たす場合)は、プロポーザル方式による随意契約によることが可能である。

総合評価一般競争入札のように、法令により学識経験者の意見聴取等の手続は定められていないが、結果として随意契約としての扱いとなることから、選定事由等について透明性、客観性の確保を図るため、総合評価一般競争入札の場合と同様、事業者選定委員会を設置して審査を行うことが適当である。

指名型、公募型等の方法があるが、PFI事業においては公募型プロポーザル方式をとることが一般的である。

【両方式の主な手続の流れ】



(3) WTO政府調達協定の適用を受けるPFI事業契約

PFI事業契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものである。このため、政府調達協定対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる可能性が高くなる。

こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格(主目的以外の物品等及び役務に係る価格を含む。)が適用基準額を超える場合に、特例政令の適用を受けることとされている。

なお、適用基準額は2年毎に見直されることから、最新の額については総務省のホームページなどで確認すること。

【政府調達協定の適用基準額(参考)】

(適用期間:平成28年4月1日～平成30年3月31日)

区 分	基準額
物品等の調達契約	3,300万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	24億7,000万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービス その他の技術的サービスの調達契約	2億4,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,300万円

平成28年総務省告示第18号(平成28年1月25日)

(4) 総合評価一般競争入札による手続の流れ

ア 事業者選定委員会の開催

入札の実施に当たっては、事業者選定委員会を開催し、入札の手順・方法等を決定するとともに、入札公告時に公表する落札者決定基準、要求水準書(仕様書)、契約書案及び入札説明書の内容を確定する。

イ 入札手順・方法等の決定

PFI事業の場合、民間事業者の選定は、まず資格基準及び能力基準を前提に選定を行う入札参加資格審査(事前資格審査)を行い、入札参加資格が確認された者に対し、入札を含め詳細な事業経営能力、管理能力評価と事業提案書の評価を行うのが一般的である。

ウ 落札者決定基準等の決定

(ア) 落札者決定基準

落札者決定基準は、実施方針や要求水準書(仕様書)等で示した県が要求するサービスの水準、価格、実現性等を評価項目として設定し、民間事業者からの提案書を項目ごとに評価し、採点するために設定するものである。設定に当たっては、公平性、透明性の観点から、定量的な評価項目については客観的な評価基準により数値化し、数値化が困難である定性的な項目については、詳細かつ具体的に記載し、客観性を確保するよう留意する必要がある。

また、落札者決定基準における配点は、評価項目の重要度や、事業実施に当たっての必要性に応じて決定する。

落札者決定基準は、県が最も優れた提案を選定するための基準である一方、民間事業者にとってもこの基準をもとに提案書を検討、作成し、入札に参加するに際しての方針を立てるための判断材料となるものである。したがって、実施方針の公表と同時か遅くとも入札公告までに案の段階で公表して、民間事業者から意見を受け付け、必要に応じてその意見を反映させることが適当である。

(イ) 入札説明書

入札説明書は、事業の概要、民間事業者の選定方法、提案書の審査方法、契約の考え方や、入札の手續に関する事項を記載したものである。

入札説明書において予定価格を事前に公表することは可能である。(予定価格の公表制度については、随時見直しが行われることから、最新の情報を確認すること。)

予定価格を公表することで、予定価格を超えてしまう状態を避けることができる一方、コスト削減効果が減少する可能性があることに留意する。

また、当該事業における収益性が高く民間事業者のノウハウ次第で提案価格が左右される可能性が高い事業においては、予定価格を公表しないことで参加事業者間の競争が確保されることが期待できるという意見もある。

(ウ) 契約書案

入札の落札者と仮契約を締結したあと、議会の議決を要するものについては議会の議決を経て、落札者と正式な契約を締結することとなる。

しかし、総合評価一般競争入札においては、前述のとおり落札者との交渉や契約書案の変更を行うことができないため、入札公告時に併せて契約書案を公表する必要がある。

また、契約書案は、PFI事業における契約条件の骨子であり、民間事業者にとっても提案内容の検討に大きな影響を与えるものである。したがって、実施方針の公表と同時か遅くとも入札公告までに公表し、民間事業者の意見を受け付け、必要に応じてその意見を反映させることが適当である。

(エ) 要求水準書(仕様書)

要求水準書(仕様書)は、PFI事業において県が要求する具体的なサービス水準を示したものであり、民間事業者が提案内容の検討を行うに当たって大変重要なものである。

(オ) 様式集

各種資料等の様式も配布する。この様式集は審査資料として活用することになるため、落札者決定基準を踏まえて作成することになる。

エ 入札公告等

次の事項に留意して実施する必要がある。

- 総合評価一般競争入札では、入札参加に必要な資格、入札の場所及び日時等を公告するとともに、総合評価一般競争入札の方法による旨及び落札者決定基準についても公告する必要がある。
- 入札に参加しようとする者には、入札説明書、要求水準書(仕様書)及び契約書案を配

布するとともに、必要に応じて入札説明会を開催する。

- WTO政府調達協定の適用を受ける場合、「千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」(以下「特定調達規則」という。)において、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、県報により公告しなければならないとされている。

オ 質問受付

公告内容に対する疑問点を解消するために、民間事業者からの質問等を受け付け、回答を行う。質問・回答の機会は、県と民間事業者の間で考え方に齟齬をきたさないように、可能な限り複数回設置することが適当である。

質問・回答に当たっては、民間事業者が十分な検討が行えるよう入札公告から質問受付及び質問提出期限までの期間を十分に確保する必要がある。

なお、公平性、透明性を確保するため、質問・回答は全て書面で行い、その内容は民間事業者独自の技術、ノウハウ等に係るものを除き、全ての民間事業者に公表することが適切である。

カ 資格審査

あらかじめ定められた基準に従って資格審査を実施する。選定後、審査結果を遅滞なく応募者に通知するとともに、結果について県のホームページにより公表する。

キ 入札

入札参加資格の確認を得た者から、入札書及び提案書を受け付け、入札公告で示した手順等に従って入札を実施する。この際、予定価格の範囲内の入札価格を示した入札参加者だけが総合評価の審査対象となる。

ク 提案書の審査、落札者の選定

事業者選定委員会を開催し、次の事項に留意しながら審査を行う。

- 事業者選定委員会では、公平性、透明性、客観性を確保した上で、入札公告時に公表した落札者決定基準に従い、通常、提案書を基礎審査と定量化審査に分けて審査する。
基礎審査は、県が求める最低限の水準を満たすかを確認するものである。
定量化審査では、性能評価得点及び入札金額から総合評価点を算出し、県にとって最も有利又は優秀な提案を行った者を落札者として選定する。
- 審査の過程では、提案内容の理解を深めるため、事業者選定委員会を複数回開催することもあり得る。
- 各項目について、複数の委員による評価を行うなど、評価の客観性を確保するような措置を講じることが適当である。

ケ 落札者の決定・公表

次の事項に留意して実施する必要がある。

- 県は、事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。
- 公表によって民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き、選定過程の透明性を確保するために必要な事項等を併せて公表する。
- 当該事業に関する透明性の確保等のため、民間事業者の選定後、選定事業者の事業

計画に基づく県の財政負担の縮減の見込額等についても公表することが適当である。

- WTO政府調達協定の適用を受ける場合、特定調達規則において、競争入札により落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、県報により公示しなければならないとされている。
- 落札者に選定されなかった応募者に対し、非選定理由の説明機会を設けることは、PFI事業の適切な推進の観点からも必要である。
- 民間事業者の募集、評価・選定において、最終的に、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も県の財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、当該事業をPFI事業として実施することが適当でない判断した場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことが必要である。

なお、民間事業者の募集に当たっては、そのような場合があり得ることを募集の際にあらかじめ明示しておくことが重要である。

また、特定事業の選定を取り消した場合、判断の透明性を確保するためにその理由を所要の資料と併せて、速やかに公表する。

(5) プロポーザル方式による手続の流れ

総合評価一般競争入札方式の場合と同様の手続の流れであり、募集公告に当たっては、事業者選定委員会を開催し、選定の手順・方法等を決定するとともに、募集公告時に公表する優先交渉権者選定基準、要求水準書(仕様書)、条件規定書及び公募要項の内容を確定する。

このうち、契約に関する資料として、総合評価一般競争入札方式では契約書案となるのに対し、公募型プロポーザル方式では、契約交渉を通じて契約書の作成・締結が可能とされるため、基本的な契約条件を示した条件規定書とすることが可能である。

審査についても、総合評価一般競争入札方式と同様に資格審査と提案審査からなるが、応募者の応募にかかる負担を軽減するために提案審査において二段階審査(一次審査、二次審査)を採用することも可能である。

7 契約の締結

(1) 基本的な考え方

県は、選定した民間事業者あるいは、その事業者が設立した特別目的会社(SPC)との間で、事業の契約を締結する。契約は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他協定等の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決める必要がある。

なお、国の「契約に関するガイドライン」は、本県の事業においても参考にすること。

本契約に至るまでの流れは以下のとおりである。



(2) 基本協定の締結

県は、落札者(優先交渉権者)を構成する企業等と基本協定を締結する。基本協定では、事業契約締結に向けての双方の義務について必要な事項を規定する。落札者が特別目的会社(SPC)を設立する場合には、その設立期限や出資条件などについても定められる。

(3) 契約内容の確認・調整／契約交渉

事業担当課は、落札者(優先交渉権者)の提案内容を踏まえ、具体的な契約内容に関する確認・調整又は交渉を行う。

PFI事業の提案は非常に多岐に渡るため、その交渉についても専門性が必要とされる。したがって、契約の交渉・調整等については、法務等のPFIアドバイザーとの連携を取りながら行う。

なお、長期間にわたる事業の安定化を図る上でも、本契約に関する十分な協議のための時間を確保することが望ましい。

また、「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」(平成15年3月民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)を参考にする。

(4) 契約書作成の考え方

契約は、選定事業者と仮契約を締結した後、契約締結の議決を経て、選定事業者との正式

な契約となる。

総合評価一般競争入札方式の場合には、契約書案の内容を変更しない範囲で、要求水準を達成するための事業の実施手順に関する契約の細目を交渉することとなる。

一方、プロポーザル方式では、事業者選定後、具体的な事業を実施するために、県と選定事業者が契約交渉を行う。ただし、募集要項等に規定された事項や応募書類に記載された内容は、その前提条件に変更がない以上、これを変更することはできない。

なお、県は選定事業者と取り決めた契約を公開することが基本方針において求められている。ただし、設計や施工・企画・運営面でのノウハウなど、その公開により、民間事業者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項については、除外することができる。

(5) 契約書作成に当たっての留意事項

PFI事業の契約では、原則として事業期間中に起こり得る全ての事態について明記することから、民間事業者側の代理人である弁護士との調整が中心となり、県においても法律面でのPFIアドバイザーを十分活用していく必要がある。

選定された事業者との契約書の作成に当たっては、国の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」における「ステップ5協定等の締結等」を参考にすること。

(6) 仮契約の締結、契約議案の議決、契約の締結

PFI法第 12 条及び同法施行令の規定により、県においては、PFI事業契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた施設等の買入れ又は借入れの金額が 5 億円以上となるPFI事業契約については、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

したがって、議会の議決を要する契約の場合は、選定事業者との間で仮契約を締結し、PFI事業契約の締結議案を議会に提出、その議決を経て、本契約(事業権契約)を締結することとなる。

(7) 直接協定

PFI事業では、県とPFI事業者の契約の他に、県とPFI事業者に融資する金融機関との間で、直接協定(ダイレクトアグリーメント)を締結するのが一般的である。事業の継続性や安定性を監視するためには、県だけでなく金融機関の立場からも事業者及び事業遂行に関して監視を行う必要があり、本協定は、県と金融機関がどのようなルールに基づいて監視を行うか、問題が生じた際にどのように対応するかを規定する内容となる。

「PFI事業の課題に関する検討報告書～直接協定の典型例について～」(平成 16 年 7 月 PFI事業の課題に関する委員会)を参考にする。

8 事業の実施、モニタリング

(1) 基本的な考え方

PFI事業者との契約の締結後、PFI事業は契約に従って実施される。県は、施設の設計、建設、維持管理、運営の各段階において、契約に定めた範囲内でア～エのような事業のモニタリング等を行う。

また、モニタリングにより、PFI事業者の提供するサービスが県の要求水準に達しているかを評価し、契約書に定める範囲内でその結果をサービス料に反映させて、対価を支払う。

サービスの水準が確保されていない場合には、県は、契約の定めるところにより、支払額の減額等の措置を講じる。

なお、国の「モニタリングに関するガイドライン」は、本県の事業においても参考にする。

- PFI事業者により提供される公共サービス水準の監視
- PFI事業者からの契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の定期的な提出
- PFI事業者からの公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書の定期的な報告
- PFI事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、PFI事業者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めること

(2) モニタリングに当たっての留意事項

- 官民双方にとって、可能な限り労力、時間や費用のかからない方法を採用すること。
- 必要に応じて、県による現場検査、民間事業者に対するヒアリング等が行えるようにすること。
- モニタリングの結果がサービス料の支払に結びつくモニタリング事項については、可能な限りその内容や水準を数値化して、モニタリングの客観性を確保すること。
- PFI事業者による公共サービスの提供がPFI事業契約等に適合せず、適正な提供がなされない(債務不履行の状況が発生した)場合、すぐにサービス料の減額や契約解除権を行使するというのではなく、その状況を改善し、履行の確保を図る仕組みを構築しておくこと。
- PFI事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング等の結果について、必要に応じて県民等に対し公開すること。

(3) 職員の派遣等についての配慮

公共施設等によっては、公的主体が長年経営を行ってきた施設など、民間事業者が施設運営に必要なノウハウを十分に有していないものも存在している。PFI法第 78 条では地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、職員の派遣等、人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとされている。

9 事業の終了・事後評価

(1) 事業の終了

契約に定める事業期間が満了となった時に、事業は終了となる。

土地の明渡し等の資産の取扱いについては、あらかじめ契約に定められた内容に従い、適切に処理することになる。

(2) 事業終了時の資産譲渡に係る留意事項

ア 残存経済価値がある資産を無償譲渡する場合

- PFI事業者がその残存経済価値をPFI事業者への支払のなかにどのように計上しているかの確認が必要となる。
- 経済価値のある資産の無償譲渡は、資産の除却損がPFI事業者側に発生する可能性があることを、コスト比較を行う上で留意する必要がある。

イ 残存経済価値がある資産を有償譲渡する場合

- 資産評価の方法をPFI事業契約において明らかにしておく必要がある。
- 費用の精算・相殺や負担方法を明確に定める必要がある。
- 買い取り費用に関する予算措置について確認をする必要がある。

(3) 事後評価

事業担当課はPFI事業終了時に、発生した問題とその対応方法、県の事業運営、管理体制の問題点とその改善方法、当初の事業開始時点から変化した内容等、今後の課題等について、事後評価結果を取りまとめ、資産経営課に報告するものとする。

なお、資産経営課は、その取りまとめ結果を県全体におけるノウハウの蓄積に活用するものとする。

(様式1)

予備検討結果報告書

事業担当課・室 _____

担当者 職氏名 _____

導入検討対象事業の名称	
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	
(2)整備予定場所	
(3)施設規模	
(4)施設稼動期間	年
(5)県民の利用の有無	有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	有り ・ 無し
(7)費用調達手段	
(8)契約予定時期	
(9)建設・整備期間	
(10)供用開始予定時期	
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	
(2)事業規模(※2)	円
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	
3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	
(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)	
(3)定性的確認結果概要	
事業担当課における検討結果	

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入

(様式2)

簡易定量評価結果書

事業担当課・室 _____

担当者 職氏名 _____

	従来型手法	採用手法
整備等(運営等を除く)費用		
運営等費用		
利用料金収入		
資金調達費用		
調査等費用		
税金		
税引後損益		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率(VFM)		
その他(前提条件等)		

(様式3)

PFI導入検討調書

事業担当課・室 _____

担当者 職氏名 _____

PFI導入検討対象事業の名称	
1. 施設の概要	
①内容 i) 用途・目的等 ii) 種類 iii) 性格 iv) 整備予定場所 v) 施設規模 vi) 施設の主たる利用者 vii) 施設利用に伴う料金等の徴収 viii) 所要見込み額	
②立地予定地の所有関係	
③想定されるスケジュール i) 従来方式で実施した場合 ii) PFIを導入した場合	

2. 導入可能性の検討	
①同種の先行事例の状況	
②事業を実施する必要性があるか	
③スケジュール的に問題はないか	
④制度面及び公共性等において障害はないか i) 法制度 ii) 公共性・公益性の担保 iii) 財政面 iv) 補助金適用面	
⑤PFIの適性はあるか	
⑥適切なPFI事業の範囲及び事業方式等が想定されているか	
⑦他のPPP手法よりもPFIが適しているか	
(その他特記事項)	
⑧総合的評価	